

Title	『顕注密勘』考：顕昭注と『和歌色葉』中巻・下巻との関わりをめぐって
Sub Title	
Author	新田, 奈穂子(Nitta, Naoko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2020
Jtitle	三田國文 No.65 (2020. 12) ,p.1- 40
JaLC DOI	10.14991/002.20201200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20201200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『顕注密勘』考

—— 顕昭注と『和歌色葉』中巻・下巻との関わりをめぐって ——

新田 奈穂子

本稿は、拙稿『顕注密勘』考^①「顕昭注と『和歌色葉』との関わりをめぐって」の続きであり、拙稿の元になった平成二十八年度中世文学会春期大会の発表の質疑応答の中で頂戴した貴重なご教示から出発している。

序

I 顕注・『古今集注』と『奥義抄』

『顕注密勘』は顕昭の「古今秘注抄」に定家が注を加えた歌学書である。以下、本稿では本書の顕昭注を顕注、定家注を密勘と呼ぶ。

顕昭が生涯のなかで、いくつ古今集の注釈を執筆したのかわからない。全体像がわかるのは、今回取り上げる顕注と文治元年（一一八五）成立の『古今集注』のみだが、歌語については『袖中抄』にまともな注がある。また、『古今集注』の奥書に「大略釈奥義外歌。」とあるように、顕昭が古今集注釈をする際、清輔の『奥義抄』を強く意識していたことは確実と思

われる。そこで、はじめに『古今集注』『袖中抄』と、清輔の『奥義抄』と、顕注との重出状況を確認しておきたい。

まず、『古今集注』と『奥義抄』について。先に述べた通り『古今集注』では、奥書にあるように『奥義抄』に注のある和歌は除く方針だったと思われる。例外は二六首。これについて久曾神昇氏は解題の中で「そのうち二首は、本書にはその詞書の説明であり、内容は全く相違してゐる。」「重出の比較的多いのは巻十七以下の四巻であり、その四巻はいさ、か事情があったのではないかと考へられる。それを除くと四首だけとなる。」と指摘され、一五〇・四〇二を例示され、教長注を「補訂すべき必要のある時に、同歌をも注釈してゐるのであり、奥義抄のは除く方針であつたことが明らかである。」と述べられている。

『古今集注』と顕注の重出歌についても、久曾神昇氏の調査が有り、『古今集注』に注釈のある三八四首のうち七割以上に顕注でも注がついていること、『古今集注』にあつて顕注にはない注のほとんどが教長注の刺激によるものと推測されること、顕注と『古今集注』の重出しているものは顕注の方が簡単で『古今集注』の方が詳細であること、が指摘されている。

顕注と『奥義抄』との重出歌についても、久曾神昇氏の調査が有り「秘注抄には四百九首（内三首の長歌は一部分づつ）あり、奥義抄所載百十八首（内三首は長歌の一部分、其他短歌を掲げたのみで注してゐないものもある）の九割二分以上が、本書に見出されるのであり、本書は奥義抄を除いたとは考えられない。」と述べられている。検討の結果、『奥義抄』にあつて、顕注には存在しない歌は八首のみであるので、顕注では、原則として『奥義抄』に注釈のあるものは注を付ける、という『古今集注』の場合とは正反対の方針であつただろうと考えられる。

また顕注と『袖中抄』の項目が一致するものが約五十ほど見られ、顕注・『古今集注』・『袖中抄』と、顕昭自身の継続した関心をうかがうことができる。

その一方、『奥義抄』『古今集注』には存在せず、顕注にのみ注釈があるものが四十、全体の約一割を占める。

以上を確認したうえで、『奥義抄』を軸に『古今集注』と顕注の内容を検討したところ、『古今集注』に三例見られた『奥義抄』批判が、顕注では九例に増加していることがわかつた。

かつて稿者は『中世文学』第五十五号の拙稿において、『奥義抄』『古今集注』には存在せず、顕注のみに注釈が見られる四十例（全体の約一割）を中心に検討し、顕注の成立は『古今集注』より後であり、早くとも建仁元年（一一〇一）、おそらく建仁三年（一一〇三）成立の千五百番歌合以降であろうと推測した。

では、なぜこの時期に顕昭は、新たに古今集注釈を執筆した

のだろうか。

さきほど『古今集注』では三例だつた『奥義抄』批判が、顕注では九例と三倍に増加すると指摘した。

それなら顕注では、なぜ『奥義抄』説に対し、「奥義抄云」「清輔朝臣云」と書かないのだろうか。典型例として947を掲げる。

古今集 947

点線奥義抄・傍線顕昭説・二重傍線奥義抄批判

〔奥義抄〕

いづくにか世をばいとほん心こそ野にも山にもまどふべらなれ

いづくにか浮世をのがれてもすむべき野山にも我心はまどはるればと説り。まどふとはおもひのやすむ事もなき心なり。

〔古今集注〕

いづくにかよをばいとむこ、ろそのにもやまにもまどふべらなれ

教長卿云、野にも山にも、まどふこ、ろなれば、いづこをいづくとか、よをばいとむとよめるなり。清輔云、いづくにかうきよをのがれてもすむべき。野山にてもわがこ、ろはまどはるはとよめり。顕昭云、教長卿の義のこ、ろにては、いづくにかといふことばかなはず。又両義ともに、末句のこ、ろいかゞときこゆ。たゞよをばいと山野に心をまどはしてこそあらめともよめるなるべし。べら

なれといふは、まどふべしと云也。

〔顕注〕

いづくにか世をばいとはむ心こそ野にも山にもまどふべらなれ

いづくにか世をばいとはむとは、世にもまじろはでも、いづくにか世をはいとふとても、我心を野山にもまどはして有べしとよめる也。さればまどふべらなりとはよむ也。

まどふべら也は、まどふべき也と云心也。或は野にても山にても、まどはるればと云り。本の心にたがへり。

『古今集注』では「教長卿云」「清輔云」「顕昭云」と誰の説か明記しているが、顕注では清輔説を「或は」とほかしている。

古今集 637

〔奥義抄〕

しの、めのほがらくと明けければおのがきぬくなるぞわびしき

万葉集には明々とかけり。明行心也。

〔袖中抄〕 第十五 ほがらく、しの、め いなのめ

しの、めのほがらくと明けければおのがきぬくなるぞわびしき

顕昭云、ほがらくとは、ほがらかに夜のあけゆく心なり

り。朗と云文字をかくなり。奥義抄に云、ほがらくとは、万葉には明々とかけり。あけゆく心なり。私云、万葉

に明々とかきて、ほがらくとよめることなし。如何。俗説にはしがらほがらといへり。其も証本共にさる事なし。

しの、めとは暁を云なり。(以下「しのめ・いななめ」の注。略)

〔顕注〕

しの、めのほがらくと明けければおのが衣くるきるぞかなしき

ほがらくとは、夜の明行心也。ほがらかを略してほがらとはいふ歟。或人、万葉集に、明々とかきてほがらくとよみたりとあれど、万葉に此詞見えず、如何。又ふるき物に古今にほがらの詞なし、如何。しの、めとは夏部にしるしたり

〔和歌色葉〕

しの、めのほがらくと明けければおのがきぬくなるぞわびしき

しの、めとはあか月也。ほがらとはほがらかなり。

637では、『袖中抄』は「奥義抄云」と出典を明記しているのに、顕注では「或人」とほかしている。顕昭の注釈書は、教長注への対抗意識が見られる『古今集注』だけでなく、『袖中抄』に典型的に見られるように、書物を引用するときは出典を、他者の説に言及するときは誰の説かを明確にしている。しかし顕注では出典を明記せず、顕昭自身の説かどうかはつきりさせず、自他の区別があいまいなまま、和歌の説明としては要領よくまとめているものが多く、あきらかにこれまでの顕昭の

著作とは異なる方針のもとで執筆されている。

なぜ、顕昭は、建仁元年（一一〇一）以降というこの時期に、『奥義抄』説をすべて含む、自他の説の区別はあいまいなまま、和歌の説明としては要領よくまとまっている古今集注釈を執筆したのだろうか。

このように顕注の特徴をまとめたとき、古今集注釈のところだけ比べると非常によく似た特徴を持つ歌学書が、建久年間に執筆されていることに気がつく。上覚の『和歌色葉』である。『和歌色葉』の奥書にある通り、顕昭は『和歌色葉』を閲覧している。

そこで前稿において、顕注と『和歌色葉』下巻の古今集注釈（以下『奥義抄』『和歌色葉』とも古今集注釈箇所を「古今」と記す）を比較検討した。

II 顕注と『和歌色葉』下巻の古今集注釈

前稿のくりかえしとなるが、本稿の前提として必要なので、前稿の内容を以下のように要約した。

『和歌色葉』は『日本歌学大系』の解題の指摘のとおり『奥義抄』『和歌初学抄』に負う所が多く、また黒田彰子氏の指摘の通り『奥義抄』に加え『童蒙抄』の影響を強く受けている。

そこで『奥義抄』『古今』注と比較したところ、『和歌色葉』下巻の「古今」六十七首のうち、『奥義抄』とほぼ同じか『奥義抄』の要約が三十五例と全体の約半数をしめ、『奥義抄』説に何らかの説明を加えたものを加えると五十例になり、実に七

割以上が『奥義抄』に拠っている。また『奥義抄』に何らかの説明を追加したものは十五例。追加された説明を他の歌学書と比較したところ、『童蒙抄』に拠るものが三例、顕昭説を含むものは二例見られる。

一方、『和歌色葉』の古今集注釈では『奥義抄』と異なる説明をしているものが三例。そのうち二例は、『奥義抄』を批判した顕昭説と同じである。『奥義抄』にないもの、そのうち顕昭説との関わりが想定できそうなものは三例見られる。

以上をまとめると『和歌色葉』の古今集注釈は、多くを『奥義抄』に拠る一方、『袖中抄』や『古今集注』、顕注に見られる顕昭説の影響を受けているものが八例見られ、その中に顕昭説を踏まえた『奥義抄』説批判が二例見られることから、上覚は顕昭説に接していて、その影響を受けており、『和歌色葉』を執筆する際も顕昭説を意識していたと考える。

顕昭の視点から見ると、三方所ほど、上覚が顕昭説に学んだと思われる記述について、顕昭自身が上覚の誤解などに気づき、顕注において訂正しようとしたのではないかと推測できるところがある。

以上を踏まえ、建仁元年以降、顕昭が、新たな古今集注釈を執筆したきっかけについて、建久九年に『和歌色葉』を閲覧した顕昭が、顕昭自身の説の影響による『奥義抄』説批判と接し、改めて『奥義抄』説を見直す必要を感じ、顕昭自身も『奥義抄』をすべて含む古今集注釈を志すようになったのではないかと推測した。

一、『和歌色葉』下巻と中巻の

注釈箇所について

引き続き『和歌色葉』下巻の勅撰集と堀河百首の注釈と中巻「先万葉古歌にへ付伊勢物語六帖近比歌」の注釈について、同様の検討をした。以下、本稿では『和歌色葉』下巻の勅撰集注釈を『和歌色葉』の見出しに倣い「後撰」「拾遺抄」「後拾遺」と呼ぶ。

I 『和歌色葉』下巻の「後撰」注・

「拾遺抄」注・「後拾遺」注

(一) 『奥義抄』の「後撰」注・「拾遺抄」注・「後拾遺」注との関わりについて

『和歌色葉』「後撰」注、三十二項目（『奥義抄』の後撰集注は四十九項目）は、『奥義抄』とほぼ同じか要約が三十二項目中二十八項目。

『奥義抄』と文章は異なるが内容は同じものが一例（後撰二十五 うらしまのこ）、『奥義抄』の内容に説明を加えたものが「後撰十二 くれはとり」「後撰二十二 おきなさび」「後撰二十六 はすのはひ」の三例、と全て『奥義抄』に拠る。

『和歌色葉』「拾遺抄」注十九項目（『奥義抄』の拾遺抄注は二十一項目）は、『奥義抄』とほぼ同じか要約が十九項目中十

五項目、『奥義抄』に言葉の注を追加したものが「拾遺抄十一 いさりび」「拾遺抄十六 月のかつら」「拾遺抄十八 鹿を馬といふこと」の三例、『奥義抄』に「童蒙抄」を加えたものが「拾遺抄一 さくらがり」の一例、『奥義抄』に「長恨歌云」と説明を加えたものが「拾遺抄七 花のかほ」の一例、とこちらも全て『奥義抄』に拠る。

『和歌色葉』「後拾遺」注三十六項目（『奥義抄』の後拾遺注は三十八項目）は『奥義抄』とほぼ同じか要約が二十七項目、『奥義抄』と文章は異なるが内容は同じものは「後拾遺二十一 王昭君」一例、『奥義抄』に言葉の注を加えたものは「後拾遺三 にはしろたへ」「後拾遺四 たままくくず」「後拾遺八 めもかれず」「後拾遺十一 にこれるかはすむ」「後拾遺三十六 一みのあめ」の五例、また「後拾遺十五 さしも草」では『奥義抄』に「袖中抄」第二「えやはいぶきのさしもぐさ」の「和語抄云」「又説」に見られる説明を追加している。「後拾遺」注もほとんどが『奥義抄』を基にしている。

以上の結果から、『和歌色葉』の「後撰」注・「拾遺抄」注・「後拾遺」注について、多くは『奥義抄』とほぼ同じか要約、または『奥義抄』に「童蒙抄」や「袖中抄」などから説明を追加したものが、『奥義抄』に言葉の説明を追加したものなど、ほとんどは『奥義抄』を基にしていることが分かる。

(二) 『奥義抄』に注がないもの

『奥義抄』にないものは二例。

「後拾遺二十八 とよのあかり」は、『六百番歌合』の顕昭詠

に關するもので『六百番陳狀』に同様の記述がある。上覚は顯昭詠、あるいは顯昭の言説に接して、『奥義抄』にはなかつた「とよのあかり」の注を付けたと思われる。

一方、「後拾遺二十九 たちつくりえ」は『袖中抄』に「此歌も奥義抄に書出ながら不積之。」とあるように『奥義抄』では和歌本文のみで、すぐ次の「をのへのしらべ」の和歌が書かれている。

後拾遺二十九 たちつくりえ

〔和歌色葉〕 後拾遺二十九

よろづよをきみがまほりといはひつゝ、たちつくりえのしるしとをみよ

此歌は三条院春宮御時、式部卿敦儀親王むまれ給へりけるに、御はかせたてまつるとて、法興院の大入道殿二代の外祖にてよみ給へる御歌也。よろづよとは万代也。たちつくりとは、天照大神の御孫天津彦のみことをあしわらの瑞穂のくにのぬしとせんとて、八尺鏡草薙劍皇孫に授給て永く天璽とし給し事也。それより代々に相繼てこの劍は帝御護なり。又神璽は国のてしるしなればかれによそへよみ給へるにや。えといふはつかなるべし。このくさなぎの劍をば天十握の劍といふゆへ也。又鴨の柄かきてかもへといふがごとし。又斧の柄なんどもいへり。この事は極て秘藏の義なれば、かたはしばかりを申也。くわしくは古語拾遺にみえたり。

〔奥義抄〕

よろづ世と君がまもりといはひつゝ、たちつくりえのしるしとをみよ

高砂とたかくないひそ昔き、しをのへのしらべまつぞ恋しき

〔袖中抄〕第二一〇たちつくりえ

万代を君がまほりといのりつゝ、たちつくりえのしるしとをみよ

顯昭云、又他書にも不積之。されどをしはかりに積すべし。此たちつくりえといふことばを人々をほつかながるにこそ。たまつくりえといふ所も名もあれば、大刀つくり江といふ所もあるかとうたがふにや。その義はあるべからず。これはたゞ大刀つくりえたるしとをみよとよまれたるにこそ。此詞は古詞の常事也。

俊頼朝臣早苗歌にも

はつなへにうずのたまえをとりそへていぐしまつらむとしつくりえに

とよめり。これもとしつくりえとよめる也。としえたりといふことなり。田などつくりえたるを云也。

日本紀云、すみのえ 古記 古は称善事為江云々。

大刀つくりえ 是文にても弥いはれたり。

『袖中抄』では「此歌も奥義抄に書出ながら不積之。」に引き続き「又他書にも不積之。されどをしはかりに積すべし。」と他の歌字書でも注が付けられていない「たちつくりえ」のついて、「たまつくりえ」という所もあるので、大刀つくり江とい

う所もあるかと疑うのだから、「その義はあるべからず。」と、「たまつくりえ」からの憶測を禁じ、「これはたゞ大刀つくりえたるしるしとをみよとよまれたるにこそ。此詞は古詞の常事也。」と、顕昭自身の考えを述べている。

一方、『和歌色葉』の方は、詞書の説明、「よろづよ」の言葉の注に続けて「たちつくりとは、天照大神の御孫天津彦のみことをあしわらの瑞穂のくにのぬしとせんとて、八尺鏡草薙劍皇孫に授給て永く天璽とし給し事也。それより代々に相継てこの劍は帝御護なり。又神璽は国のでしるしなればかれによそへよみ給へるにや。えといふはつかなるべし。このくさなぎの劍をば天十握の劍といふゆへ也。又鴨の柄かきてかもへといふがごとし。又斧の柄なんどもいへり。」と「たちつくり」「え」について説明した後、「この事は極て秘蔵の義なれば、かたはしばかりを申也。くわしくは古語拾遺にみえたり。」と「秘蔵の義」であると述べている。

Ⅱ 『和歌色葉』下巻の「類聚百首」注について

『和歌色葉』では「後撰」「拾遺抄」「後拾遺」の注に「類聚百首」の注が続くが、残念ながら『奥義抄』には堀河百首のまとまった注は存在しない。そこで、まず『和歌色葉』「類聚百首」が何を基にしているか、調査し別表に整理した。

『童蒙抄』の影響による注は「古今」でも見られたが、「類聚百首」注五十一項目中、二十項目近くに『童蒙抄』の影響が見られ、上覚が『和歌色葉』「類聚百首」の注を執筆する際、『童

蒙抄』を参照していたことは間違いない。

また『和歌色葉』「古今」注では、『奥義抄』『童蒙抄』とともに、顕昭説の影響も見られたが、「類聚百首」注のなかでも、『散木集注』『拾遺抄注』『袖中抄』顕注など顕昭説の影響が七例ほど見られる。

また「三十八 なのかしこき」以降の雑十首のところに典型的に見られるように、漢詩漢籍の影響が強い堀河百首の特徴のためか、先ほど指摘した『童蒙抄』の影響による項目にも漢故事の指摘が多くみられたが、それに加え『和漢朗詠集』『新撰朗詠集』や『蒙求』など漢詩漢籍に拠る注が多数見られる。

このほか、現存しないが『袖中抄』に引用が見られる「疑開抄」を採用した箇所が「八 神のひほろぎ」「二十七 きくのたにがは」の二項目。

それから、久曾神昇氏が「家隆説が出てゐるので、それ以後の成立であるが、遠く隔たるものではあるまい。」と指摘なさった『堀河院百首聞書』と共通する内容が「二 かはそひやなぎ」「四 つ、じのけた」「二十 しどろ」「二十一 そまかた」の四項目に見られる。

その一方「十一 ほぐし」「三十三 しらにぎて」のように『八雲御抄』には見られるものの『和歌色葉』と同時代までの歌学書にはみられないもの、「三十一 あちむら」¹⁷⁾「三十七 このむとなみ」のように『袖中抄』の記述とは明らかに異なるもの、他の歌学書に見られない「三十五 あまのかくみ」のほか、別表の中で「不詳」とした、同時代までの歌学書に見られない記述が追加されているものもある。

以上「類聚百首」注の様子から、『童蒙抄』や顕昭説、漢詩漢籍による注、「疑問抄」など現存していないが『袖中抄』などに引用されることで存在が知られる注、『堀河院百首問書』と共通する内容を持つ注のほか、上覚の周辺では、現存していない様々な説が存在していた可能性が考えられる。

Ⅲ 「和歌色葉」中巻「先万葉古歌に〈付伊勢物語六帖近比歌〉百十三首について

続いて『和歌色葉』中巻「先万葉古歌に〈付伊勢物語六帖近比歌〉百十三首について同様の調査をした。

以下、本稿では『和歌色葉』のこの部分を「古歌」と呼ぶ。『和歌色葉』下巻の注釈の場合は、古今集注釈の巻末部分以外は、おおよそ巻一から順番通り注がつけられていたが、この百十三首は万葉集の順序通りではない。さらに〈付伊勢物語六帖近比歌〉とあるように万葉集以外の歌を多く含む。そこで、上覚の執筆方針を探るため、はじめにこの百三十首がどこから来たのか、確認し、別表にまとめた。

『奥義抄』下巻余「問答」に拠る注は、「古歌二 かひや」の「問答一」から「問答八」までと、「古歌七十六 をぐるまのにしき」の「問答九」以降と、大きく二カ所に分かれている。「古歌二 かひや」から「古歌九 うらへかたやき」までは『奥義抄』「問答」の一から八の順序にしたがっている。「古歌九 うらへかたやき」は万葉集²³の注であり、ここまでは「古歌六 二四八」以外、全て万葉集に存在する歌である。こ

れに 対し、「問答九」以降の歌は万葉集に存在しない。このことから、上覚は『奥義抄』問答の和歌の注は全て採用する方針で、そのうえで出典が万葉集であるかどうかで分け、まず万葉集にある歌に注をつけることを優先したためではないかと考えられる。この点から、万葉集にあるかどうか―出典・根拠を意識にする、という顕昭に近い、上覚の姿勢がうかがえる。

さて「古歌九 うらへかたやき」は『奥義抄』「問答八」に見られるが、『和歌色葉』の記述は「童蒙抄」を引用するなかで『奥義抄』「問答八」の内容を取り入れている。

これがかきつけになったか、以降「古歌三十三」とよくに⁽²⁾まで「童蒙抄」による項目が続く。

「古歌三十四 うなばら」から「古歌七十九 かさぎ」まで、『奥義抄』中巻「古歌一」から「古歌三十六」まで、ほぼ『奥義抄』「古歌」の順序通りに続く。

「古歌七十六 をぐるまのにしき」から「古歌八十六 ゆつのつまぐし」までは『奥義抄』「問答九」から「問答十八」まで、ほぼ『奥義抄』「問答」の順序通りに続く。

その後「童蒙抄」による項目をはさんで『奥義抄』「古歌」の拠る項目が続き、『奥義抄』「問答十七」に拠る項目の後「童蒙抄」による二項目で終わる。

以上『奥義抄』「童蒙抄」との関係を数で整理すると次のようになる。

・『奥義抄』下巻余の「問答」二四項目中十八項目、「問答十九 誹諧歌」以降は歌の形式への注なので、和歌の注については全て、『和歌色葉』「古歌」に採用されていると見なせる。

・『奥義抄』中巻「古歌」四十八項目中、四十五項目。「三十五ありどほし」「三十七　ともしけち」「三十八　やまのみな」の三つ以外、全て採用されている。

・『童蒙抄』に拠るものは、三十四項目

・『童蒙抄』『奥義抄』両方に拠るものは十一項目

以上『和歌色葉』『古歌』は『奥義抄』下巻余「問答」の和歌の注と、『奥義抄』中巻「古歌」の注は全て採用する方針だったと考えられる。その『奥義抄』に拠る項目以外はほとんどが『童蒙抄』に拠るもので、例外は「古歌一　たるみ」「古歌二十　あはびのかひ」「古歌八十九　あやめぐさ」の三例のみである。

古歌一、たるみ

〔和歌色葉〕 古歌一

いはそ、ぐたるみのうへのさわらびのもえいづるはるに
なりにけるかな

つのかにはりまのさかひに垂水御牧といふ所には、岸のかみよりみづのながれおつれば、いはそ、ぐたるみのうへのとよめり。集には垂水とかきたるを、水の字を氷とかきて人みなたるひとあやまちよみなせり。但、こほりをひといへば、あながちのひがごとにはあらねども、集にたがへり。いはんやたるみといふてこそうへといふもあひかなひてきこゆれ。もえいづとはめぐみいづる也。

〔袖中抄〕 第三 ○たるみのうへのさわらび

いはそ、ぐ垂見のうへのさわらびのもえいづるはるになり

にけるかも

顕昭云、たるみのうへのさわらびとは、つのかにとはりまとのさかひにたるみと云所あり。垂水と書り。きしよりえもいはぬ水いづるゆへにたるみづと云也。垂水の明神と申神をはず。此水のいはのうへにをちか、れば、いはそ、ぐたるみとはいふなり。そのたるみのうへをばたるみ野といへば、その野にさわらびはもえいづるなり。又野までならずとも岸にもえいづとも、たるみのうへのさわらびとはまうしてむ。万葉歌云、

いのちさちひさしきよしも石流垂水の水をむすびて
むみづ 摂津作

此さわらびの歌を垂見ともかき又垂水ともかきたるを、垂水とかきなしてたるひのうへとよみて、こ、ろえぬ積どもあり。(以下『綺語抄』『童蒙抄』の垂水説。省略)

〔古歌一　たるみ〕の場合、細かい違いはあるが『袖中抄』と内容に共通点が見られる。

古歌二十　あはびのかひ

〔あさなゆふな〕

〔和歌色葉〕 古歌二十

点線：初学抄・傍線：顕注

伊勢のあまのあさなゆふなにかづくてふあはびのかひのか
た思して

あさなゆふなどはあさゆふ也。かづくとはうみにいり
りするをいふ也。あはびのかひはそのみのかたつたかに

きたるによりて、かたおもひとはそへけるなり。てふとは
といふといふ詞なり。

〔初学抄〕 喻来物 かたおもひには アハビノカヒ

いせのあまのあさなゆふなにかづくてふあはびのかひのか
たおもひにして

〔顕注〕 683

伊勢のあまの朝な夕なにかづくてふみるめに人をあくよし
もがな

あさなゆふなにかづくとは、朝暮をもあさな夕などは申
せば、朝夕にかづくにも有ぬべし。又朝菜と書て、あま
のあさゆふのくひ物のれうにみるめをとるともいひつべ
し。かづくとは、海に入てあまの海藻をも魚貝をもとるを
云也。

〔密勘〕 683

無不審。

〔古歌二十 あはびのかひ〕の点線部「あはびのかひはその
みのかたつかたにつきたるによりて、かたおもひとはそへける
なり。」は『和歌初学抄』に「かたおもひには アハビノカヒ」
とある。傍線部「あさなゆふなどはあさゆふ也。かづくとはう
みにいりとりするをいふ也。」はあるが、「顕注」683に「あさ
なゆふなにかづくとは、朝暮をもあさな夕などは申せば、朝夕
にかづくにも有ぬべし。」かづくとは、海に入てあまの海藻
をも魚貝をもとるを云也。」と、ほぼ同様の説明がある。

以上『奥義抄』『童蒙抄』に見られなかった三例のうち二例

には、「古歌一 たるみ」は『袖中抄』、「古歌二十 あはびの
かひ」は「顕注」と、いずれも顕昭説と共通する内容が含ま
れている。

そこで『和歌色葉』『古歌』における顕昭説を確認すると、
「古歌二 かひや」「古歌三 ひたちおび」「古歌六 二四八」
「古歌十 なのりそ」「古歌十三 いそのかみふる」「古歌三十
九 はにふのこや」「古歌七十三 野もりのかみ」の七項目
に見られる。

二、『袖中抄』に『奥義抄』または『童蒙抄』批判が見られるもの

さて『和歌色葉』「古今」注のところでは顕昭説を踏まえた
『奥義抄』説批判が二例みられた。そこで本稿で検討している
『和歌色葉』『古歌』『後撰』『拾遺抄』『後拾遺』『類聚百首』
の注のなかで、『袖中抄』など顕昭の著作に『奥義抄』または
『童蒙抄』批判が見られるものについて『和歌色葉』の記述を
確認していきたい。

I 『袖中抄』の『童蒙抄』批判

まず『袖中抄』に『童蒙抄』批判が見られる例について。

古歌二十七、えぐ

〔和歌色葉〕 古歌二十七

波線童蒙抄・傍線袖中抄

きみがため山田のそふにゑぐつむと雪げの水にものすそぬらしつ

或説云、そふとはさは也。五音なればかよはしてよめりといへども、げにともおほえず。そふとは水のあさき所也。そふくかはなんどいへるがごとし。但或人云、そふといふ本なし、さはとこそあれといへり。ゑぐとは芹の異名也。或云、わかなおさなくまだしきをゑぐとはいへり。ひがごとによ。雪げの水とはゆき消の水也。もすそとは衣のすそ也。

〔或説…童蒙抄 或人云…袖中抄 或云…不詳〕

〔童蒙抄〕 第三 地部 沢

君が為山田のそふにゑぐつむと雪解の水にものすそぬらし

万葉十に有。そふとは沢といふ也。そとさと、ふとはとがよふ声也。又多ごとは人の喰ふ草也。又多ぐと書る所を芹とよめり。さればゑぐとせりはとは、一つの名と見えたり。

〔袖中抄〕 第十六 ○ゑぐ そふ いしみ

〔ゑぐの注。童蒙抄の引用。省略〕

私云、世俗にはさはくをばそふくとはいへど、此万葉沢字をそふとよみたる本はいまだみおよびはべらず。

あしひきの山沢器具をつみてこむひたにもあはむお
やはいふとも

凡そふとよみ、せりとよめる本はいまだみざるなり。

『和歌色葉』の波線部「そふとはさは也。五音なればかよはしてよめり」は『童蒙抄』にあるが「げにともおほえず」と否定し、「そふとは水のあさき所也。そふくかはなんどいへるがごとし。」と述べている。『袖中抄』には「さはくをばそふく」とはいへど」とよく似た記述がある。続けて「万葉沢字をそふとよみたる本はいまだみおよびはべらず」と述べているが、ちょうど『和歌色葉』の続き「そふといふ本なし、さはとこそあれといへり。」と同じ内容で、上覚は頭昭説に基づいて『童蒙抄』説を否定していると考えられる。

Ⅱ 『袖中抄』の『奥義抄』批判

(一) 『和歌色葉』には『奥義抄』批判が見られないもの

次に『袖中抄』に『奥義抄』批判が見られるものについて。

『袖中抄』に『奥義抄』批判が見られるのに『和歌色葉』に

『奥義抄』批判が見られないものは「古歌七 もずのくさぐ

き」「古歌五十一 しががどり」「古歌六十七 いづてふね」

「古歌九十七 つくもがみ」と「後撰十 はなちどり」の五項

目。例として「古歌五十一 しががどり」を取り上げたい。

古歌五十一、しががどり

点線・奥義抄・傍線・頭昭説・二重傍線・奥義抄批判
〔和歌色葉〕 古歌五十一

しながどりのなをゆけばありまやまゆふぎりたちぬとも

はなくして

雄略天皇、昔撰津国の野にいで、かりし給に、しろきかのし、をひとつとりて、ゐのし、のなかりければ、かの野をしながらどりのなといふ也。白鹿をとりて猪はなきこ、ろなり。

〔奥義抄〕 古歌十八

しながどりのな野をゆけばありま山夕霧立ぬ宿はなくして

これ世のふる事也。雄略天皇彼野にて狩し給しに、白きかのし、をひとつとりて、ゐのし、などはなかりければ、彼野をしながらどりのな野といふ。白鹿をとりて猪はなき野といふ也。

〔袖中抄〕 第七 ○しながどりのな

しながどりのな野をゆればありまやまゆふざりたちぬやどはなくして

顕昭云、このしながどりをば、万葉に或書志長鳥、或書四長鳥、ゐなをば居名。されば白鹿をとるといひがたし。又かりぎぬの尻をとるともいひがたし。ゐなのとは居名野と書たれば猪無野とも云がたし。又しながどりのなのとばかりあらばこそ、白鹿をとりて猪無野ともいふべき。しながどりのな野のうらわとも、しながどりのなのみなどともつづけたれば野にかざりて云べからず。

今案に、しながどりのなのと云所名あるべし。いかなればさはつゞくるぞと云は次の事也。それはふるくかやうにつゞくる所の名の中に心えられたるもあり。又心得られぬもあれば、あやしむべからず。かくらくのはつせともつゞ

け、まきもくのひばらともつゞくるやうのところは、さてのみこそ侍れ。(以下、「白鹿とる」「かりぎぬの尻とる」など諸説引用し反論。省略)

「古歌五十一 しながどり」は「奥義抄」「雄略天皇彼野にて狩し給しに、白きかのし、をひとつとりて、ゐのし、などはなかりければ、彼野をしながらどりのな野といふ。白鹿をとりて猪はなき野といふ也。」に対し、「袖中抄」では「万葉に或書志長鳥、或書四長鳥、ゐなをば居名。されば白鹿をとるといひがたし。」「ゐなのとは居名野と書たれば猪無野とも云がたし。又しながどりのな野のうらわとも、しながどりのなのみなどともつづけたれば野にかざりて云べからず。」と批判したうえで顕昭自身の説を「しながどりのなのと云所名あるべし。いかなればさはつゞくるぞと云は次の事也。それはふるくかやうにつゞくる所の名の中に心えられたるもあり。」「かくらくのはつせともつゞけ、まきもくのひばらともつゞくるやうのところは、さてのみこそ侍れ。」と述べているが、「和歌色葉」では点線部すべて「奥義抄」に拠っている。

(二) 『和歌色葉』に『奥義抄』を批判した後の顕昭説を

含むもの

また『和歌色葉』には『奥義抄』を批判した後の顕昭説を含むものがある。

拾遺抄十三、とものみやつこ

〔和歌色葉〕 拾遺抄十三

とのもりのともの宮つここ、ろあらばこのはるばかりあさぎよめすな

主殿司の下部は伴の氏なれば、伴氏のみやつこといふ也。又おほかた諸司にわたりて使部をばとものみやつこといふなるべし。たゞ公の氏なればみやつこといふ也。やつことは氏也。奴也。公の御奴といふなるべし。

〔奥義抄〕 拾遺抄十四

とのもりのとものみやつこ心あらば此春斗朝清めすな

或人云、主殿の下部は伴氏にてある也。みやつことは彼氏のかばねなりと申せど、伴のかばねは朝臣也。おほつかなし。もしともとは公と云字をよめば、きみのみやつこといふにや。やつことは奴也。きみのみやつこといへるにこそ。万葉にも

ますらをはとものそめきになぐさむる心もあらん我ぞくるしき

とよめる也。公事のいそぎにとよめるとこそみゆれ。又ゑ中に大領小領などいふものをばこのみやつこ、すけのみやつこなどいふよし口遊に見たり。たゞおほやけの民をばみやつこといふべきにこそ。但ともをきみといふ儀はあまりの事也。伴の氏の御奴とよめるなるべし。

〔拾遺抄注〕 404・1055

とのもりのとものみやつここ、ろあらばこのはるばかりあさぎよめすな

とのもりとは伴氏なり。みやつこは御奴なり。主殿寮の禁中をば掃除するなり。奥義にも伴氏の由注之。但顕昭案之、不審なり。神祇官下部をもとのみやびといへり。然者とものごとはは諸官にわたれるなり。諸官の下部をみなとものみやつこと云歟。掃除するは主殿のとものみやつこなり。

〔袖中抄〕 第九 ○とものみやつこ

とのもりのとものみやつこ心あらばこのはるばかりあさぎよめすな

顕昭云、とのもりのとものみやつことは、主殿寮の下部也。或人かの下部は伴氏なればとものみやつこといふとあれど、いかゞときこゆ。さしもなきにや。神祇官の下部をもとのみや人とするせり。凡は諸司にわたりてあることは伴佐伯二の氏を用られたり。昔は他姓のものは改姓して諸寮の下部には成けり。主殿寮には伴氏たえずと云々。

奥義抄云、(以下『奥義抄』の引用。中略)

今云、万葉には友の騒とかけり。然者をとこは友となに事をもあひともなふものなれば、とものいとなみといふべき也。公の義あるべからず。

綺語抄云、もろくのつかさには、とものみやつこ

といふ下部のある也。

私云、これはあしからず。(以下略)

〔和歌色葉〕「拾遺抄十三 とものみやつこ」の点線部「主殿司の下部は伴の氏なれば、伴氏のみやつこといふ也。」たゞ公

の氏なればみやつこといふ也。」「奴也。公の御奴といふなるべし。」は『奥義抄』点線部「或人云、主殿の下部は伴氏にてある也。みやつことは彼氏のかばねなりと申せど、伴のかばねは朝臣也。おほつかなし。もしともとは公と云字をよめば、きみのみやつこといふにや。やつことは奴也。きみのみやつこといへるにこそ。」に拠ると思われる。

この『奥義抄』に対し、顕昭は『拾遺抄注』では「奥義にも伴氏の由注之。但顕昭案之、不審なり。」と異を唱えたのち「神祇官下部をもとのみやびといへり。然者とものごときは諸官にわたれるなり。諸官の下部をみなとものみやつこと云歟。」と自分の考えを述べている。

また『袖中抄』では「或人かの下部は伴氏なればとものみやつこといふとあれど」と『奥義抄』を引用し、「いかゞときこゆ。さしもなきにや。」と異を唱えたのち『拾遺抄注』で述べた自説を補強している。もつとも、ここで引用された「或人かの下部は伴氏なればとものみやつこといふ」は『奥義抄』でも「或人云」「おほつかなし」とあるので清輔説ではないかもしれない。続けて清輔は「もしともとは公と云字をよめば、きみのみやつこといふにや。」と「きみのみやつこと」説を述べるが、これについて『袖中抄』では清輔が「とも」を「公事」と考える根拠とした万葉歌を引用したのち「公の義あるべからず。」と清輔の考察を否定している。

顕昭は否定しているが『和歌色葉』では点線部のように『奥義抄』説を採用している。同時に傍線部のように『拾遺抄注』の顕昭説も採用している。

(三) 顕昭説に変化があるもの

『後拾遺抄注』から『袖中抄』へ、顕昭説に変化が見られる例がある。

後拾遺五、をぶちのこま

〔和歌色葉〕 後拾遺五

あふさかのせきのすぎむらひくほどはをぶちにみゆるもち月のこま

をぶちとはこふち也。すぎまの月のかげのうつりたるが、ちひさきまだらなるやうにみゆるなり。後撰歌云、

みちのくのをぶちのこまものがふにはあれこそまされなづくものかは

これも小斑馬也。みちのくにのをぶちのこまとは、かのくにのこまたらなり。或云、これは駿にはあらず。陸奥国にをぶちといふところよりいでくるむまといふ也。

〔奥義抄〕 後拾遺六

相坂の関の杉村ひく程はをぶちにみゆるもち月の駒

をぶちとは小ぶちといふ也。杉間の月のかげのうつりたるが、ちいさくまだらなるやうに見ゆる也。後撰云、

みちのくのをぶちの駒も野がふにはあれこそまされなづく物かは

是はぶちにはあらず。みちの国をぶちと云所より出くる馬をいふなり。

〔奥義抄〕 古歌二十二

朝もよひきの河ゆすり行水のいつさやむさやいるさやむさ
や

〔「あさもよひ」の注。省略〕女の弓になれる事ふるくも
其心読る歌見えず。おほつかなし。但曾丹歌云、

枕なるをぶちのま弓みる時はいもがてかせばいと、

恋しき

これもかの心にあらんと見ゆる。をぶちとは、みちの国
にある所也。但或人云、(以下「まゆがき」の注。省略)

〔後拾遺抄注〕 278

あふさかのせきのすぎむらひくほどはをぶちにみゆるもち
づきのこま

をぶちは小斑也。但後撰に、みちのくのをぶちのこまと
よめり。奥州ににをぶちと云所有歟。又みちのくに馬にと
りて、小斑の馬と云歟。曾丹歌に、

まくらなるをぶちのまゆみゝるときぞいもがて風は
いと、こひしき

と云歌あり。是はあだちのまゆみなど云様に、処名とみえ
たり。而此歌は、をちのまゆがきとかきたる本あり。いも
が手風といはむことは、それぞかなひたると云人あり。い
かさまにもをぶちと云所によせて、小斑にみゆとよせたら
むぞたくみなるべき。

〔袖中抄〕 第廿 ○をぶちのこま

みちのくのをぶちのこまものがふにはあれこそまされなづ
くものかは

顕昭云、みちのくのをぶちのこまとは彼国よりいどくる

小斑の駒と云也。後拾遺にも、

あふさかのせきのすぎむらひくほどはをぶちにみゆ
るもちづきのこま

此はすぎまのつきのかげのうつりて、ちひさくまだらにな
るやうにみゆるなり。

奥義抄云、をぶちのこまとは、みちのくにのをぶち
といふ所よりいどくる馬を云也。曾丹歌云、

まくらなるをぶちのまゆみゝるときぞいもがてかせ
はいと、こひしき

此歌にても、をぶちはところの名ときこえたり。あ
だちのまゆみといふがごとし。

私云、みちのくに、をぶちといふところの名きこえず。
たしかにたづぬべし。只馬はいづれのくに、もあれども、
みちのくに馬とていみじきものにすれば、みちのくのをぶ
ちのこまとよむにこそ。

みちのくのあだちのこまはなづめどもけふあふさか
のせきまではきぬ

これはあだちといふところのあれば、こまともまゆみとも
よむなり。それもみちのくのいみじきによりて、なだかく
きこゆるなり。みちのくに、をぶちといふ所だにあらばう
たがひなし。(以下「曾丹歌」について。省略)

『和歌色葉』〔後拾遺五 をぶちのこま〕点線部「をぶちとは
こぶち也。すぎまの月のかげのうつりたるが、ちひさきまだら
なるやうにみゆるなり。」と『奥義抄』〔後拾遺六〕点線部「を

ぶちとは小ぶちといふ也。杉間の月のかげのうつりたるが、ちいさくまだらなるやうに見ゆる也。」に拠り、「をぶち」小斑説を述べたのち、後撰歌を引用し「或云、これは駁にはあらず。陸奥国にをぶちといふところよりいでくるむまといふ也。」と、『奥義抄』の「後撰云」以下に拠って「をぶち」地名説を述べる。

顕昭も『後拾遺抄注』では「をぶちは小斑也。」「奥州ににをぶちと云所有歟。」と『奥義抄』同様、小斑・地名両説を述べたのち「をぶちと云所によせて、小斑にみゆとよせたらむぞたくみなるべき。」と補強していた。しかし『袖中抄』では「彼国よりいでくる小斑の駒と云也。」と小斑説を述べる一方、「みちのくに、をぶちといふところの名きこえず。」と述べ、『奥義抄』さらに顕昭自身が『後拾遺抄』で補強した、「をぶち」地名説を否定している。

『和歌色葉』「後拾遺五 をぶちのこま」では、前述の点線部、『奥義抄』に拠る記述の間に、傍線部「これも小斑馬也。みちのくにのをぶちのこまとは、かのくにのこまたらなり」と『袖中抄』に見られる説を述べているが、『奥義抄』説は否定せず、「拾遺抄十三 とものみやつこ」同様、『奥義抄』説と『袖中抄』説を併記している。

以上の結果を踏まえ『和歌色葉』「古歌」など「古今」以外のところも、『和歌色葉』「古今」注同様、おそらく上覚は顕昭説に接していて、基本的に『奥義抄』または『童蒙抄』に拠りながら、必要に応じて顕昭説を採用していたと考えることができる。

三、顕注と『和歌色葉』「古歌」

さて、前稿²⁴の中で『和歌色葉』「古今」注のなかで、顕昭説の中でも「顕注」に見られるものと近い例、「1013」しでのたをさ」「65 蓮葉のにごりにそまぬ」、があることを指摘し、一方、上覚の誤りを「顕注」の中で正したところが三例あることを指摘した。それでは『和歌色葉』「古歌」と、「顕注」に近い記述があるだろうか。

I 『袖中抄』に注があるもの

(一) 「むばたま・ぬばたま」

『和歌色葉』「古歌三十七 あからびく」の中の「むばたま・ぬばたま」の注は、顕注が喜撰式を古式と言ったり、『和歌色葉』が万葉集を此集と言ったりという細かな違いはあるが、内容は、「顕注」526とほぼ同じである。

古歌三十七 あからびく より歌語「むばたま・ぬばたま」の注
『喜撰式』波線 『奥義抄』点線 顕昭説傍線

『和歌色葉』 古歌三十七〈歌と「あからびく」の注省略〉
喜撰が式云、夜はぬばたま、髪はむばたま、夢はぬるたまといふ也。但此集にはむばたまのよるともいひ、又ぬばたまのよるともよめり。よもかみもくろければ、かよはし

ていふなるべし。〈天徳歌合略〉

〔奥義抄〕 古歌四十三「かぞいろ」「たらち」の注。省略
髪をばむば玉といひ、夜をばぬば玉といへども、又みなむ
ば玉と読り。たゞくろき物をむば玉といへば、よるも黒きゆ
ゑにていふ也。夕暮を墨染といふもす黒なる故也。

〔顕注〕 526

恋しねとするわざならしむば玉のよるはすがらに夢にみえ
し、

むばたまのよるはすがらにとは、古式には、夜をばぬば
玉と云、髪をばむば玉と云と侍れど、万葉集には、むば玉
のよるともぬば玉のよるとも二の様にかよひてよめり。

〔古今集注〕 526

こひしねとするわざならしむばたまのよるはすがらにゆめ
にみえつ、

むばたまとは夜をいふなり。万葉にはむばたまのよると
も、ぬばたまのよるとも、二様によめり。

〔袖中抄〕 第十一 ○むばたまのよる

〈天徳内裏歌合中務歌省略〉

今案、考喜撰式云、夜をばぬばたまといふ、髪をばむば
たまといふ。若付此式て此判詞侍歟。考万葉集歌、夜をば
或はむばたまとよみ或はぬばたまとよめり。然者むばたま
のよるとよめるひがごとにあらず。又髪をむばたまともよ
めり。たがひにかよひてよめるとぞみえたる。

顕昭は『古今集注』の時点では万葉集の詠み方について述べ
ていただけだが、『袖中抄』第十一「むばたまのよる」では
「むばたま・ぬばたま」が問題となった、天徳内裏歌合中務歌
について述べた後、「今案、考喜撰式云、夜をばぬばたまとい
ふ、髪をばむばたまといふ。若付此式て此判詞侍歟。」と歌合
の判の根拠として喜撰式に言及している。

『和歌色葉』「古歌三十七 あからびく」の中の「むばたま・
ぬばたま」は、喜撰式を引用し、万葉集を「此集」としている
が『袖中抄』と同様の記述があり、続けて天徳内裏歌合につい
て述べており、記述の順序こそ違うものの、内容は『袖中抄』
に基づいている。

〔一〕「いそのかみふる」

次に、『和歌色葉』「古歌十三 いそのかみふる」について。

²⁶
〔古歌十三〕 いそのかみふる

〔和歌色葉〕 古歌十三

いその神ふるの秋たをひですともつなだにはへよもりつ、
をらん

ひですともとはよからずともといふなり。不秀也。秀と
は就也。不秀とは不就の時也。いその神にふるとつゞくる
ことは、大和国にいそのかみといふところに布留明神と云
神おはするなり。そのふるのやしろの正体は剣也。神代に
神劍三柄ありき。一柄は内裏にあり。いまの宝劍これな
り。一柄は尾張国熱田社、草雉の劍これなり。一柄は大和

国添上郡布留社云々。ふるといふことば、劍ふる河の上よりながれて巖石をくだきてながれくだりけり。そのふるかはには女の布をあらひけるに、その布にとゞまりて件劍のゆかざりければ、布にとゞまるとかきたる也。今布留大明神是也。さればいそのかみふるとぞよみならはせたる。後撰歌に

いそのかみならのみやこのはじめよりふりにけるともみゆねみづかな

これはいその神ふるといへり。ふりふるは五音なればかよはしてよめるにや。これにつきてのちの人ふりとみなよめり。かのやしろのよのはじまりのところなれば、たゞふるきことによりていへるなるべし。はじめの歌にもりつ、をらんといへるは、まもりてあたらんといへる也。

〔和歌色葉〕は『童蒙抄』+『奥義抄』+『袖中抄』+『神代の神劍三柄』

〔顕注〕 679

いそのかみふるの中道なか／＼にみずは恋しと思はましやは

いそのかみは石上とて大和国の名なり。其所に布留の社と云所もあれば、いそのかみふるとつゞくるなり。それにいそのかみふりにしとつゞくる歌有。それはるとりと同五音なればかよひてかけるといはんもたがふまじきに、いそのかみと云事を、そのかみにそへてふるきよしをそへつれば、ふりにしともいふべしとあれど、なほ所の名にとほらは、ふるよろしくやとぞおほゆる。又彼社のよのはじまり

の所なれば、たゞふるき事によせていふにや。ふるの中道中／＼にとよみつれば、彼さやの中山なか／＼にといふ歌にも相叶歟。それをさやの長山長／＼にと云人は、是をもふるの長道長／＼にと云べき歟、如何。又ふるを布留とかける事もよし有べし。昔女河のはたにて布をあらひてたてりけるに、水上より劍のながれきたるが、よろづのあたる物を皆きりやぶりてきけるに、此布にまつはれてとゞまりにけり。その劍をとりて此社にいほふ。仍て布留とは、ぬのにとゞまるとかける也と云々。ふるきよしなれば注付也。

〔顕注〕は『奥義抄』+『袖中抄』+『ふるの中道中／＼に・さやの中山なか／＼に』

〔和歌色葉〕「古歌十三 いそのかみ」波線部「ひですともとはよからずともといふなり。不秀也。」は『童蒙抄』、点線部は『奥義抄』、傍線部は『袖中抄』に見られる。この『奥義抄』『袖中抄』に見られるところは、多少説明の仕方に違いはあるものの『顕注』679にも、同じ内容の記述がある。

しかし、『和歌色葉』の斜字のところ、「そのふるのやしろの正体は劍也。神代に神劍三柄ありき。一柄は内裏にあり。いまの宝劍これなり。一柄は尾張国熱田社、草薙の劍これなり。一柄は大和国添上郡布留社云々」は「顕注」には見られない。

II 『袖中抄』に注がないもの

ここまで述べた「むばたま・ぬばたま」「いそのかみふる」は、『袖中抄』の中で詳細な考察が見られた。次に『袖中抄』では説明されていないものについて検討していきたい。

(一) 「あしひき」

「あしひき」は『古今集注』『袖中抄』には見られず、顕注で追加された注である。

古歌三十六 やまどり 中の「あしひき」の注

『和歌色葉』 古歌三十六 〈やまどり〉の注省略
『童蒙抄』波線 『奥義抄』点線

山といはんとてあしひきとつゞけたり。山をあしひきといふによるづの義あり。一には三方沙弥が悪日に山をこえたりけるに、大雪にあひてみちをうしなひたりける時

あしひきの山べのしらすしらかしのえだもたわわにゆきのふれ、ば

と詠じければ、悪日のゆゑに山をあしひきといふ也。たわ、とはたわむなり。二には推古天皇、山に入てかりし給に、御あしにくひをふみてなへきてひき給ひけるより、山をばあしひきといふと日本紀にはみえたり。三には天竺に一角仙人といふ仙人、額に一の角あり。鹿の足也。通はありけれども、あめふりて山のみちすべらきたるにたふれてあしをそこなへり。あしひきしによりてあしひきといへ

り。四には昔天地さけわれて日本土泥いまだかたまらざりし時、人みなやまにありけり。とかくありきけるにあとのいりければ、日本を山あと、いひて、山といふ也。山へをりのほりぬればあしをひくに、たればあしひきといふ也。この四が中に第四義をもちある也。

〔顕注〕 59

桜花咲にけらしな足曳の山のかひよりみゆるしらす雲

蘆引は山の異名也。山のかひとは、山のゆきあひをば峽と云也。峽をかひと訓じたり。山を足引といふ事、ふるき物に様々に云へり。A或は悪日来、スサノヲノミコト山に入給へりけるに、深雪にあひてあしき日きたりとのたまふ也と云り。此万葉集に悪日来とかきたるに付ていへる事也。

B或足引、是は素戔嗚尊山に入て狩し給ふに、くひをふみて足を引給故と云。これも万葉集に足曳と書るに付る歟。此等説、日本紀にこそ有べきに不見者也。

『和歌色葉』「古歌三十六 やまどり」の中の「あしひき」では、「山といはんとてあしひきとつゞけたり。山をあしひきといふによるづの義あり」続けて、四義を述べる。

一方、顕注59では「蘆引は山の異名也。」「山を足引といふ事、ふるき物に様々に云へり。」に続けて二つの義を述べる。

まず『和歌色葉』の四義について。

1、三方沙弥が、悪日に、山を越えたとき大雪にあつて詠んだ歌から。これは『綺語抄』では「素戔嗚尊」の逸話として見られる。

〔綺語抄〕 坤儀部 岩

あしびき やまをいふ。素盞烏尊歌云、

あしびきのやまべくらしと山かしのえだもたわ、に
ゆきのふれ、ば

悪日に山路をゆきける、大雪にあひたりけるより、やま
をあしびきといふとぞ。

『和歌色葉』は主語が異なるが、この「三方沙弥」は、おそらく次の『拾遺抄』ないしは『万葉集』の記述に拠るものと推測する。

〔万葉集〕 2315

足引アシヒキノ 山道不知ヤマヂモシラズ 白牝シラカシ

ノ 枝母等乎乎尔エダモトラヲニ 雪落者ユキノフレレバ
(或云、枝毛多和多和) エダモタワタワ

右柿本朝臣人麿之歌集出也、但件一首或本云、三

方沙弥作

〔拾遺抄〕 120

此歌柿下人丸集に有り 或本には三方沙弥がともはべり
あしひきの山ぢもしらずしらがしの枝にもほにも雪のふれ
れば

2、推古天皇が、山で狩をしたとき、足で杭を踏み、足を引
きずつたから。これは『奥義抄』に見られる。

〔奥義抄〕「後撰集」二(後撰の)

山もりはいは、いはなん高砂の尾上の桜折てかざ、ん

是は播磨国のかさこにはあらず。山の一の名をば高砂
と云也。をのへとは山の尾のうへと云也。ひえの山にてよ
める歌也。又山をば足引と云。それは日本紀に見えたり。

推古天皇かりし給時、あしにくひをふみてなへぎててひき
けるより山をば足引と云也。

3、天竺の一角仙人が 山道で倒れてけがをして 足を引き
ずつたから。これは『童蒙抄』に見られる。

〔童蒙抄〕 第二 地部 山

あし引の山辺はゆかじしらかしの枝もたわ、に雪のふれ、
ば

此歌素盞烏尊の詠也といへり。但日本紀に不見。④あし引とは、むかし天地さきわかれて泥湿いまだかはかず。仍山にすみてゆきかへる跡多し。故此国のはじめ名をやまと、名つけたる也。言は、山の跡と云也。委見日本紀問答抄。されば山の土かわかずして筆を引儀によりて、あし引の山とはいふ歟。また③波羅捺国に一角仙人といふ仙人あり。額に一つの角生ひてかせきの足あり。四無量を修して五神通を得たり。雨ふりて山のみちあれ、たふれて足をそこなへり。委見智度論第十七さてあしを引しによりてもいへる歟。

4、前半の、「昔、天地が裂け割れて泥が固まらなかったころ、人々は山にいたので、山へ往来する足跡から日本を山あと・山とという。」は『童蒙抄』によく似た説明が見られる。

その後『童蒙抄』では「山の土が乾かないので葦を引いたから、あしひきの山というのだろうか」と述べるが、『和歌色葉』では「山へ登り下りすると足をひくことに似ているので、あしひきという。」と『童蒙抄』とは異なる説明をしている。

以上を踏まえ「第四義をもちゐる也」と述べている。

以上『和歌色葉』「古歌三十六 やまどり」のなかの「あしひき」の注の内容を簡条書きにすると以下の通り。

『和歌色葉』の四義「第四義をもちゐる也」

1、三方沙弥が 悪日に 山を越えたとき大雪にあつて詠んだ歌から…『綺語抄』「素戔嗚尊」が

2、推古天皇が 山で狩をしたとき 足で杭を踏み、足を引かずつたから…『奥義抄』

3、天竺の一角仙人が 山道で倒れてけがをして 足を引かずつたから…『童蒙抄』

4、昔、天地が裂けて泥が乾かなかつたころ、人々は山にいた。…『童蒙抄』

その山へ登り下りすると足をひくのに似ているので、あしひきという。…先行する歌学書になし

一方、「顕注」では次のように述べる。

A、素戔嗚尊が、悪日に、山を越えたとき大雪にあつて詠んだ歌から。『綺語抄』と同じで、『和歌色葉』とは主語が異なる。

B、素戔嗚尊が、山で狩をしたとき、足で杭を踏み、足を引かずつたから。こちらも主語が『奥義抄』『和歌色葉』とも異なる。

こうした場合、三方沙弥説や推古天皇説があると述べた後、それを批判したのち、自説を述べるのが、顕昭のいつもの書き方である。しかし、どちらにも言及せず、根拠も示さず「素戔嗚尊」と書くだけである。

以上、「顕注」Gの「あしひき」の注について簡条書きにまとめると以下の通り。

「顕注」Gより「あしひき」の注

A、素戔嗚尊が 悪日に 山を越えたとき大雪にあつて詠んだ歌から…『綺語抄』

B、素戔嗚尊が 山で狩をしたとき 足で杭を踏み、足を引かずつたから…『奥義抄』『和歌色葉』とは主語が異なる

『和歌色葉』では四つの義を述べているのに、「顕注」は二つだけ。「あしひき」について「顕注」には『和歌色葉』ほどのこだわりが見られない。

その一方、「此等説、日本紀にこそ有べきに見る者也。」とあるので、顕昭にとつては「あしひき」の逸話そのものより、日本紀にあるかどうか、つまり根拠のあるかどうかに関心があつたように見える。

さきほど、二章のⅡ節(三)顕昭説に変化があるもので、『和歌色葉』『後拾遺五 をぶちのこま』のついで扱つた。顕昭は『後拾遺抄注』278では『奥義抄』『後拾遺六』同様「をぶち」地名説を採り、「をぶち」出身の駒が「をぶち」模様になるこ

とよせたのが巧みだと述べていたが、『袖中抄』第廿「をぶちのこま」では一転、「をぶち」という地名はない、と事実・根拠に基づいて判断していた。「あしひき」についても、顕昭は、説そのものの内容より、根拠のある話かどうか、ということに関心があつたのではないだろうか。

(二) 「ちはやぶる」

『和歌色葉』「古歌六十一 みわのやま」の中の「ちはやぶる」では、「ちはやぶる」とは神の名で、それは神が茅の葉で葺いた社で遠い世から時を経る物だから、と説明する。

六十一 みわのやま 「ちはやぶる」

〔和歌色葉〕 古歌六十一 〈みわのやまの〕の注省略

ちはやぶるとは神名也。神は茅のはにてふきたる社、ひさしきよ、りふる物にていませば申なるべし。

〔童蒙抄〕 第六 仏神部 織

千早ぶる神の社にわが懸しぬさをばたまへ妹にあはなくに六帖第四に有。日本紀第二云、天稚彦の神にみことりしてのたまはく、豊蘆原の中国は、是やつがれがみこの王たるべき地なり。しかるをおもんはかるに、残賊強暴、あしき神ども有らん。故いましさきに行てたひらげよと云々。千はやぶるといふ事、是よりはじまれり。ぬさとは幣をいふ也。

〔顕注〕 487

ちはやぶる神の社のゆふだすき一日も君をかけぬ日はなし

ちはやぶるとは、ふるくより神を云とするせり。①或は神具に禪と云物有。そのちはやをきて袖ふるを、ちはやぶるとはそふる成べし。②或は千磐破と云を、神の力のつよくて、ちのいはほ破ると云心也といふべき歟。〔ゆふだすき〕の注。省略。ちはやは神具にも、人の具にもかよへど神の方をとるなり。

『童蒙抄』では天稚彦が豊蘆原の中国の残賊強暴、あしき神どもをたいらげよと命令したことからと説明している。〔顕注〕487では傍線部①「神具のこと。そのちはやをきて袖をふること。傍線部②「千磐破ちのという。神の力の強くて、千々の巖を破ること。」と二通りの説を述べている。「ちはやぶる」は『古今集注』『袖中抄』に注が見られないが、「顕注』では、万葉仮名から考えるという顕昭のいつもの方法で注を追加している。

III 「密勸」・『僻案抄』と「顕注」

さて、この「顕注」487対し、定家は次のように密勸を書き入れている。

〔密勸〕 487

神賀茂両説歟。用賀茂之説。ひさかた、あし引、玉ほこ、ちはやぶる、かやうにつゞくる事は、只空とも山とも道とも神とも、又空と云につきて月ともあめとも、神につけてかともひら野ともよむ事は、たゞつゞくる事とばかり心得て、このうへ足を引、ちはやをふり、いはをうちわ

ると迄は、まなびならひ侍らず。ゆふかづらゆふだすきは不及本文。当時祠官の、まのあたりつかうまつる事也。神宮に侍る事なれば、必ずそのことみえぬ社にも神事にはよむならひなり。

また、さきほど「あしひき」で取り上げた「顕注」②に対しては次のように書き入れている。

【密勘】 59

山峡説々あるべからず。蘆引の事、此等々説たれも申おきたり。但、久方足曳などいひて、かくいひつづける事、今はたどりしるべからずとぞ侍し。足引などよむ人侍れど、たゞ葦ひきとのみ申されき。

さらに『和歌色葉』「古歌三十六 やまどり」の中の「あしひき」の注に引用された歌に対し、定家は僻案抄の中で「至愚説には、たゞ山をばあしひき、そらをばひさかたとよむとはかりにて、凶日来、足を引く、膝の形などいふ事はしらず。」と言い切っている。

【僻案抄】（拾遺集 252）

あしひきの山地もしらずしらかしの枝にも葉にも雪のふれ、ば

至愚説には、たゞ山をばあしひき、そらをばひさかたとよむとはかりにて、凶日来、足を引く、膝の形などいふ事はしらず。枝にも葉にも雪のふれば、山地もしらずとはよめる也とて、そのうへのごとくしらず。

また「いそのかみふる」に対しては「密勘」①で「玉梓の道、あし引の山と申様に、ふると云文字につきていそのかみと

よみて侍り。」と述べている。

【密勘】 144

是は、玉梓の道、あし引の山と申様に、ふると云文字につきていそのかみとよみて侍り。詞にならぬいそのかみとかける、ふるき人は思かけぬよこ入に力を入侍らで奈良をすぎてまかれれば、とほからぬに思ひわたりて、ならぬいそのかみとかきて侍也。不及不審。権門新立庄の四至、傍至り。

以上の「密勘」「僻案抄」が、「あしひき」「ちはやふる」「いそのかみふる」などの顕注を否定しているので、こうした枕詞について「顕注」と「密勘」―顕昭と定家は対立しているように見える。しかし、一方、「顕注」①では「密勘」「僻案抄」に近い記述が見られる。

【顕注】①（〈歌略〉）若草のつまとは、古和歌式に、妻をば若草といふ。又つまともいふ。されば若草、妻は同事歟。足引の山といひ、久堅の空といひ、たらちねのおやといひ、ちはやふる神といふがごとし。（以下略）

さきほど第二章Ⅱ節の（一）『和歌色葉』に『奥義抄』批判が見られないもの、の中で取り上げた『袖中抄』「しながどりゐなの」では、「白鹿をとりて猪はなき野」という『奥義抄』を否定したのち、次のように述べている。

【袖中抄】 第七 ○しながどりゐなの（中略）

今案に、しながどりゐなのと云所名あるべし。いかなればさはつゞくるぞと云は次の事也。それはふるくかやうにつゞ

くる所の名の中に心えられたるもあり。又心得られぬもあれば、あやしむべからず。かくらくのはつせともつゞけ、まさもくのひばらともつゞくるやうのところは、さてのみこそ侍れ。

例えば『六百番陳状』や、先の歌枕に関する「顕注」と「密勘」の対立などから、顕昭は六条家として、定家たち御子左家と対立していたと考えられがちだが、この「しながどりゐなの」の「今案」の記述は、定家の主張に通じるものがあるように思える。

四、まとめ

それでは顕昭は御子左家や定家のことをどのように考えていたのだろうか。

拙稿『顕注密勘』の顕昭注の成立時期について⁽²⁸⁾で述べたように、「奥義抄」「古今集注」にはなく「顕注」のみに注があるものが四十、「顕注」全体の約一割を占めるが、その中に、同時代の歌人たちの詠歌や歌合の経験などが反映しているのではないかと想定されるものが複数見られる。そのなかには定家が使用した歌語も見られる。それらを踏まえ、顕昭は、その学問においては自身の従来の考えにとどまることなく考察や研究を続け、その一方、歳若い歌人たちの試みに刺激を受け、顕昭なりに受け容れながら、進化し続けた顕昭自身の古今集注積の決定版として顕注を執筆したのではないかと述べた。

拙稿『顕注密勘』考―なぜ密勘を書き入れなかったのか』に

において、定家が「無不審」「一同」など同意のみを書き入れているものは

一、顕注が『奥義抄』の記述とほぼ同様の内容のもの
二、顕注が『古今問答』と共通する内容のもの

三、顕注の内容と定家自身の詠作から読み取れる当該歌への理解が共通するもの（四十首余り）

など、その理由が推測できるものが多く、密勘を書き入れなかったのは、当該歌に対して関心が薄かったためでも、また顕昭の説の前に沈黙したためでもなく、定家自身がそれらの和歌について今まで考えていたことと顕注を比較し、「顕注」に同意した場合は「密勘」を書きいれることを見送る判断をした、と推測した。

以上二つの拙稿を踏まえると、「顕注」は、定家やその周辺歌人たちの試みを肯定的に受け容れようとしており、顕昭が御子左家に異を唱える意図で「顕注」を執筆したとは考えられない。

それでは、顕昭は、どのような意図で「顕注」を執筆したのだろうか。

西村加代子氏が「顕昭と清輔」の中で「顕昭こそ清輔のもつともすぐれた後継者であるとともに、もつとも峻烈な批判者であった。」と指摘なさったように、清輔説を「乗越るべき対象」としていた顕昭にとって、『奥義抄』に拠る注が多くを占める『和歌色葉』の閲覧が、顕昭をして再び『奥義抄』と向き合わせるきっかけとなり、『奥義抄』⁽³⁰⁾加注歌を全て含む新たな古今集注「顕注」を執筆したのではないだろうか。先に問題提起し

た注釈書の記述のスタイル、出典を明記せず、自他の説の区別はあいまいなまま、和歌の説明としては要領よくまとまっているという特徴、加えて詞書や作者の注がないというスタイルも、『和歌色葉』ひいては『奥義抄』の古今集注釈のところと共通しており、それは『奥義抄』と『和歌色葉』に倣ったのではないだろうか。

一方、『和歌色葉』にあつて顕昭の注釈には見られないもの——「古今六 かはづなくゐでのやまぶき」の「灯台鬼」や「古今五 あかれやはせぬ」の中の「天神の御託宣」、「後拾遺廿九 たちつくりえ」、「古歌十三 いそのかみふる」の神代の神劍三柄など——や、『袖中抄』の「或云」などには現在では他に見られない注があるように、また第二章Ⅱ節「類聚百首」注で見られたように、当時は現在まで伝わっていない多様な注・説があつたと想定できる。そのなかには顕昭にとつて受け入れがたいもの——批判の対象としてでさえ引用を躊躇したものの、そのため今日まで文字として残らなかつたものもあつたのではないだろうか。

『古今集注』『袖中抄』では注がなかつた「あしひき」「ちはやぶる」に、「顕注」ではわざわざ注をつけたのは、なにかしら顕昭自身の説を述べておかないと、何らかの異説(35)が出てくる——たとえば『奥義抄』で見出しだけだつた「たちつくりえ」で「極て秘蔵の義」が語られたように——懸念があつたのではないだろうか。

一方、顕昭は定家とその周辺歌人たちの使用した歌語に注目し「顕注」の中で注をつけている。おそらく顕昭は、定家たち

の詠作から、定家たちの試みについて、三代集の頃に使われたきり用例の少なくなつた歌語を積極的に使用していこうとする試みであると理解し——それは例えば古今集や伊勢物語などに見られる、根拠のある歌語を復活させようとする試みと捉え、定家たちの詠作に見られた歌語の注を、新しい古今集注、「顕注」の中で書き入れようとしたのではないだろうか。

以上をふまえ、顕注の執筆動機として、次のように考える。

・ 顕昭の内面…『和歌色葉』の閲覧が『奥義抄』と改めて向き合うきっかけになつた。

・ 顕昭の周辺…仁和寺など顕昭の周辺では、いろいろな注・説が行われており、中には根拠不明な、あやしげな説もあつたので、いつも明記する出典はほかし、根拠を大切にすると顕昭説でありながら和歌の内容の説明としてわかりやすい「顕注」を執筆することで、根拠が明らかではない説を牽制しようとした。

・ 時代の要請…定家やその周辺歌人たちの新しい試みに対応した新しい注釈が必要だと感じた。

付、成立年代のついで私見

顕注の成立時期について、鎌田智恵氏は『顕注密勸』の顕昭注——「古今秘注抄」、「古今集注」との関係について——の中で、「千五百番歌合」との関係については、同歌合に当時の歌壇の関心・傾向が反映されており、それ故に顕注で新たに注が付された歌語との共通性を指摘しようという程度の理解に留め

るのが穏当であろう。したがって顕注成立の上限は、あくまでも『新宮撰歌合』のあつた建仁元年（一一二〇）三月以降とみておくべきである。」とおっしゃるが、御本人が「反証があるわけではない」とおっしゃるように、鎌田氏の方から論拠は提示されていない。また鎌田氏の『顕注密勘』の顕昭注（続）——注釈の性格と目的について——でも「前稿で詳しく論じたように、論者は新田氏の論を一部修正して、顕注の成立を集注より後の建仁元年（一一二〇）三月以降とみている。」とおっしゃるが、鎌田氏が一部修正なさつたとおっしゃる、その具体的な論拠は述べられていない。

稿者は、注（6）拙稿において、顕注の成立年代を建仁三年三月『新宮撰歌合』以降、おそらく建仁三年の『千五百番歌合』以降であると述べた。拙稿に引用しきれなかつたが、『奥義抄』『古今集注』にはなくて「顕注」で追加された和歌四十首の歌語の用例が『千五百番歌合』に数多く見られたからである。

しかし「数」ではなく、定家たちがその歌語を「いつ」使用したか、に注目すると、注（6）拙稿で触れたように建久年間や『正治初度百首』『正治後度百首』など、成立年代上限の建仁元年を遡る例も複数見られる。そのため顕昭が次に書く歌字書で追加すべき項目について、おそらく建久年間頃から考えていただろうと推測できる。稿者としては、これらを論拠に、成立年代を『千五百番歌合』から遡る方向で考えてみたい。

注（6）拙稿執筆当時は、三代集時代に詠まれた後『千五百番歌合』まで用例が見られない例があることが気に掛かつていた。「顕注」の成立を『千五百番歌合』以前とすると、あたか

も顕昭を予言者のように扱っているようで、成立年代上限に近づける勇気が出なかつたからである。そこで慎重を期し、『千五百番歌合』以降と述べた。

今回、注（1）拙稿・本稿と、「顕注」と『和歌色葉』の関わりを探ってきた。注（1）拙稿において、「顕注」に見られる顕昭説が『和歌色葉』に見られる一方、顕昭が『和歌色葉』の記述を意識して「顕注」を執筆したと見られる例があることを指摘した。最初に述べたように、顕昭が『和歌色葉』を閲覧したのはおそらく建久九年（一一九八）である。『和歌色葉』との関わりから、注（1）拙稿執筆当時、顕注の成立年代を、より『和歌色葉』閲覧時である建久九年に近づける——かつて注（6）拙稿で述べた建仁三年『千五百番歌合』以降とするより、成立年代上限の建仁元年三月に近づけることはできないかと考え始めていた。

稿者はかつて『五代簡要』の執筆動機について「藤原定家は、歌句の抄出の基準としては過去に存在した歌題や将来ありうる歌題を念頭に置き、当時十七歳の九条道家の存在を意識しつつ、ゆくゆくは道家が主催するであろう和歌行事を想定しながら、本書を執筆し始めたのではないか」と述べた。あるいは「顕注」も、建仁元年三月以降、顕昭が、来たるべき『千五百番歌合』などの和歌行事を想定し準備したものをもとに、執筆したものかもしれないと考え始めている。

注

（1）拙稿『顕注密勘』考——顕昭注と『和歌色葉』との関わりをめぐって

て」(三田國文)六十一号 平成二十八年)

(2) 久曾神昇「解題五、古今集注」(『日本歌学大系 別巻四』風間書房 一九八〇年)

(3) 注(2)久曾神氏論文

(4) 久曾神昇「解題三、顕注密勘抄」(『日本歌学大系 別巻五』風間書房 一九八一年)

(5) 以下、次の注(6)付した箇所の内容は、拙稿『顕注密勘』考―顕昭注と『奥義抄』の関わりについて―(『三田國文』第六十号 平成二十七年)の検討と考察をまとめたものである。

(6) 拙稿『顕注密勘』の顕昭注の成立時期について(『中世文学』第五十五号 平成二十二年)

(7) 『和歌色葉』の成立後、顕昭が閲覧したのは、建久九年(一一九八)か。黒田彰子「和歌色葉奥書再読―上覚と長房兄弟」(『中世和歌論攷―和歌と説話と』の整理による)

(8) 注(1)拙稿

(9) 久曾神昇「解題、和歌色葉」(『日本歌学大系 第叁巻』風間書房 一九五六年)

(10) 黒田彰子「和歌注釈をめぐって―和歌童蒙抄と和歌色葉―」(『中世和歌論攷―和歌と説話と』和泉書院 一九九七年)

(11) 「後撰十二 くれはとり」、「奥義抄」に「袖中抄」追考と「童蒙抄」を追加。「後撰二十二 おきなさび」、「奥義抄」に「袖中抄」第五「翁さび」にも見られる元永元年十月内大臣家歌合の基俊詠「おきなさびゆく」の説明を追加。「後撰二十六 はすのはひ」、「奥義抄」に「或説にいはいはく」と他の説を追加。「或説はいはく」以下の通り。

はいは這とかけり。おこのよ女のもとへゆくをば、よるゆくといふ。夜行をばよはひすといふ也。即よはひなり。此心をば、はすのはひによせてよめる也。

(12) 「後拾遺廿八、とよのあかり」の注は以下の通り。傍線部で『六百番陳状』と同様に、『六百番歌合』「元日宴」の顕昭詠の難陳につ

いて延べ、以上を踏まえ二重傍線部で上覚の意見を述べている。
[「和歌色葉」後拾遺廿八 とよのあかり]

まことにやなべてかさねしをみ衣とよのあかりのかくれなきよにをみ衣は異名の中にいれり。このうたは源頼家朝臣、あひしれる女の五節にいでたりけるが、こと人にもいはいはる、とき、てつかはしける也。この豊明をばみ人かやうに五節にのみよみならはせるに、まぢかく九条殿下内大臣家に入ぐ。百首歌よみける時、元日宴と云題に顕昭閑梨の

むつきたつけふのまとあやも、しきのとよのあかりのはじめなるらん

とよめりけるを、かれこれかたぶきて、とよのあかりは五節也、元日宴は正月朔日節会なればきはめたるひが事也となじけるに、作者豊とは日本紀に宴字をよめり。これすなはち節会也。いはゆる正月一日は元日の節会、同七日は白馬の節会、同十七日は踏歌の節会、九月九日は重陽の節会、新嘗会は五節の節会也。この五年度の節会の宣命にみなどよのあかりきこしめす日也とかけり。豊はゆたかなる心也。あきらかはあきらけきよなり。或は豊樂ともかけるにつきて、元日宴をとよのあかりのはじめに祝てつかうまつれり、と陳申ければ、難者の英才、当世の歌仙、各口を開て悉頭を低げるとかや。このきをば先達も此定にぞ沙汰せし。まことに五節は一の節会なれば、をりにつけていひきたれるを、五節ばかりに豊明をよむべしとさだむる事は、ふかくしらすしてあさく難するなるべし。読口譜代はいふにいます人を、かれども、運心勳労はこゆべき輩少なければ、件蘭梨を広学也とこの入道がゆるしはんべる也。謗家どもは定あざけりわらひあはれむか、いかん。

(13) 底本「投給て水ふるに」を「校本和歌色葉」(黒田彰子編著者 一粒書房 平成二八年)所収下段の故上野淳一氏蔵本等の乙本系諸本で校訂した。

(14) 顕昭説の影響が見られるものは以下の七例。「八 神のひぼろぎ」「十六 とことは」「十八 まそほのいと」「十九 つかねを」「二

十一 あまづ、み」「三十四 をがみ」「三十六 もしほぐさ」。具體例として「二十二 あまづ、み」の注を以下に記す。

〔和歌色葉〕 類聚百首二十一 あまづ、み

かりがねもはねしをるらんますげをふるいなさほそえにあまづ、みせよ

いなさほそえとは、ところの名也。あまづ、みせよとは、あめにぬれじと用意せよといふ心也。

〔散木集注〕 〇〇 雁

雁がねも羽しをるらむ真音おふるいなさ細江にあまづ、みせよ

ますげは音なり。いなさほそ江は遠江にある所なり。万葉によめり。あまづ、みは雨をつ、むと云ふ詞なり。用意する心なり。あまざはり、あまづ、み、万葉の常の詞なり。

(15) 久曾神昇「解題六、堀河院百首聞書」(『日本歌学大系 別巻五』風聞書房 一九八一年)

(16) 「三十一 あぢむら」の注は以下の通り。

〔和歌色葉〕 類聚百首三十一 あぢむら

なるみがたをきにとひふるあぢむらのすだくは風のさわくなる哉なるみがたとは所名也。或書に、あぢむらとはとりのあつまりてたちあるをいふ也。あぢむらとのさわれば日あるといふ事を、すだくはかぜのさわくなるかな、とよめるはその心也。或人云、あぢむらとはちるさき水鳥のおほくむらがりたるをいふ也云々。

『袖中抄』第一「あぢむらこま」はあるが、「あぢむら」とは何かという説明はない。

(17) 「三十七 このむとなみ」の注は以下の通り。

〔和歌色葉〕 類聚百首三十七 このむとなみ

なにごとにこのむとなみはあやなくていとふなみだのしのにちるらん

或人云、なにごとにこのむとなみとは、なにごとこのむこともなきといへる也。しのにとはしの、なり。しの、とはしげくといふ也。

〔袖中抄〕 第十一〇このむとなみ

なにごとにこのむとなみはあやかりていとふなみだのしのにちるらん

顯昭云、このむとなみとは、或書云、むとなみとは妻をいふといへり。されば此むとなみは、なにごとにあやかりて我をばいとふぞとよめる也。堀河院の百首根の題に俊頼朝臣詠也。

心えにく、侍し歌なれば注申也。妻をばこなみともいへば、むとなみといはんことも侍になん。

(18) 「三十五 あまのかくみ」の注は以下の通り。

〔和歌色葉〕 類聚百首三十五 あまのかくみ

あめふればあまのかくみにふくとまのもろ心にもあらぬきみかなかくみとはふねの名也。こぶねのすこしおほきやかなるに、きをたわめてやかたほねにしたるを、かくみふねともいふ也。もろ心とは、とまを二枚とちあはせて、むねをふくをいふ也。又とまの中にもろ心といふさまありといへり。

(19) 『奥義抄』「問答五 二四八」には「問云、古歌に二四八とよめるは何事ぞ。」とあるが、『袖中抄』第七「二四八」では「ならさかをきなきとよます郭公二四八とぞおちかへりなく」について「顯昭云、この歌は万葉にありと時人まうすめれど、随分に見及本にまたくみえず」と述べる。『和歌色葉』「古歌六 二四八」では「或人云、此はじめの歌を万葉の歌也とはひがごとをいひつたへたる也。させるいでところなきふるき歌也。」と述べているので、上覧は「ならさかをきなきとよます郭公二四八とぞおちかへりなく」が万葉集に存在しないという説があることは認識していたようである。

(20) 「古歌九 うらへかたやき」の注は以下の通り。・点線部奥義抄・波線部童蒙抄

〔和歌色葉〕 古歌九 うらへかたやき

むさしのにうらへかたやきまささでものらぬきみかなうらにいでにけり

むかし天照太神あめのいはやにこもりまし、時、思兼神計ことをなして、天香山の鹿をいけながらとらへて肩をぬきて、香

山のはわかか木をねこじにして、その肩のほねをやきてうらをし事也。件のうら、いまのよには卜部のもの、はわか木にてかめのこうをやきてうらなうなり。公家には龜の甲の御徳にて今にたえせざるは、このながれなり。昔の思兼神は今の卜部の遠祖なり。むさしは鹿おほくてつねにかりをする野也。まさでとはまさしといへるにや。又近の江都督の歌、

かくゆまのはわかゞしたにうらとけてかたぬくしかはつまこひなせそ

かくやまとは香山也。かたぬかれたるしかはなにしかはつまをこふらんとよめる也。つまとはめなり。

〔奥義抄〕「問答八」

問云、古歌にうらへかたやきとよめるは何事ぞ。

答云、公家に龜甲の御トといふ事あり。卜部の氏のもの、は、かきにて龜のかぶをやきてうらなふ也。又それにかやうに鹿のかたのほねをやきてうらする事あり。万葉云、

むさし野にうらへかたやきまさでにもらぬ君がなうらいでにけり

或説には、おくのえびすの鹿のかたのほねをやきてこのうらする也ともまうすめり。江都督の歌云、

かく山のは、かゞしたにうらとけてかたのくしかのこゑきこゆなり

とよめり。もしひがき、にや。又かたのほねをぬきてやけばかたぬくとは読めるにや。

〔童蒙抄〕第九 獣部 鹿

かごやまのは、かゞしたにうらとけてかたぬくしかはまつこひなせそ

堀川院百首に匡房卿所詠也。かたぬくしかとは、昔天照大神あめのいはとをうちふさいで、あめのいはやにこもりあまし、とくに、思兼の神をかくばかりとほくはかりて、天香山のしかをいけながらとらへて、其かたをぬきてしかをばはなちかりて、あまのかご山のは、かきのをねこじにこじて、其かたのほ

ねをやきて、かの大神の出まさむことをうらなふ。みうらのたばりにかひて、いほとおしひらきいでましき。いまのよにかめのかふをもちゑたり。委見古語拾遺。彼思兼の神は、いまの卜部氏の遠祖也。さればかご山はそらにある也。ははかとは木の名也。ことのおこり、神楽歌にみえたり。又かご山は大和国にあり。日本紀には、山のあまりに高くてあめのかのくれれば、

天香采山と云とみえたり。

(21) 「古歌三十三」とよくに」は豊後国、次の「古歌三十四 うなばら」は松浦佐用姫に関する注で、肥前国の地名に言及しているの

で、九州つながりの連想かもしれない。

(22) 次の「古歌八十九 あやめぐさ」の内容は、同時代までの歌学書には見られない。

〔和歌色葉〕古歌八十九 あやめぐさ

しやうぶくさ物思ふゆゑに山のあのあやめとなるぞあやしかりける

昔そうもくといふ物、やむことなき人を思かけたりけれど、あやしのしづのをにて心になはずしてとし月ふるほどに、菖蒲の冠をしたりけるが、くちなはになりけり。それよりにしやうぶをばあやめくさといふ也。ふるきものかたりにかけり。

(23) 注(1) 拙稿

(24) 注(1) 拙稿

(25) 「夢はぬるたま」は『能因歌枕』か。

(26) 『童蒙抄』『奥義抄』『袖中抄』は以下の通り。

〔童蒙抄〕第二 地部 田

いそのかみふるのわさ田はひですともつなだにはへよもりつ、をらん

万葉第七にあり。不秀ともとは、よからずともと云べきにや。

〔奥義抄〕後撰集四十一

いそのかみならの都のはじめよりふりにけりともみゆるころもかつねはいそのかみふるとぞ読る。其ゆゑは大和にいそのかみ

といふ所にふるの大神といふ神いますゆゑなり。さればいそのかみふりとは云まじと申せど、ふるく皆よめり。ふりふる五音なればかよはせるにや。又彼社代のはじまりの所なれば、たゞふるき事によせていふにや。

〔袖中抄〕第十三 ○いそのかみふる

いそのかみふるのなかみちなか／＼にみずはこひしとおもはましやは

顕昭云、いそのかみふるとつゞくることは、大和の国に石上といふところに布留の社と云神おはす。是によりていそのかみふるとはつゞけるなり。やがて其所をばふると云也。ふるのかみふるやま ふるのたかはしなどもよむなり。昔女の河のはたにて布をあらひてたてりけるに、河かみより劍のながれきけるが、よろづのものをみなきりやぶりてきけるに、この布にまつはれてとゞまりにけり。その劍をとりて此社にいふにまはりて、布留とはぬのにとゞまるとはかけるなり、とぞうけたまはりし。但ふるといふ所におはする神なれば、ふるのやしろとはまうすにや。よろづの神のやしろはさのみこそはなづけてはべめれ。又ふるのやしろならねど、たゞふるといふ詞にはいそのかみとつゞけたり。万葉云、

いそのかみふるともあめにさはらめやまたむといもがいひてしものを

又いそのかみふるとつゞくることあり。

いそのかみふりにしこひのかみさびてたゝるにあればいぞねかねつる

これは、るとりとは同五音なればおなじことにや。但奥義抄には、かの社のよのはじまりのところなれば、たゞふるきことによせてもいふにや云々。是義はいかゞときこゆ。又後撰歌云「以下「いそのかみ・なら」の考察。顕注一四四の内容も含む。省略。」

(27)

『万葉集』の「千磐破」の例。
万葉集四〇四 千磐破チハヤブル カミノヤシロシ ナカリセ

バ カスガノノヘニ アハマカマシヲ

万葉集五五八 千磐破チハヤブル カミノヤシロニ ワガカケ

シ ヌサハタバラム イモニアハナクニ

万葉集一二三〇 千磐破チハヤブル カネノミサキヲ スグル

トモ ワレハワスレズ シカノスメカミ

(28) 注(6) 拙稿

(29) 拙稿『顕注密勘』考—なぜ密勘を書き入れなかったのか(『芸文研究』第百一號 平成二十三年)

(30) 西村加代子「顕昭と清輔—学説の継承と対立をめぐって—」(『国語と国文学』一九七七年七月号 『平安後期歌学の研究』一九九七年所収)

(31) もちろん「顕注」には宛先があるはずで、『奥義抄』を全て含む、という方針は、あるいは顕昭自身ではなく、相手方の意図・注文であった可能性も考えられる。その場合でも、「顕注」で『奥義抄』批判が増加することから、「顕注」の内容を考えていたころの顕昭が改めて『奥義抄』と対峙する必要性を感じていたのではないかと考える。

(32) 同時代までの歌学書に見られないもの。

古今集(28)

〔和歌色葉〕六

かはづなくるでのやまぶきさきにけりあはましものを花のさかり

には

かはづとは上にいへり。ゐでのやまぶきとは、或書云、昔橘大臣諸兒で寺をつくりて、金堂の四面の廻廊のめぐりに款冬をうえて、廊のうちに水を湛て花さかせて水にうつしてみるべきやうをかまへたりけるに、寺供養日おもはざるに讒言をおひてみまかりにければ、やまぶきの花を水にうつしてみる事もなくてやみにけることをよめる也云々。或人云、軽大臣、玉の光明寺をつくりてやまぶきをうゑたりけるに、その堂を丙宣の日供養したりける故に唐土にわたりたりけるか、灯台鬼につくられたりけるかといひつたへたり。諸兄とはき、をよばずと

云々。

(33) 以下に掲げる「古今集〇」は「童蒙抄」「袖中抄」に見られず、「和歌色葉」に顕昭『古今集注』「顕注」と違う説明が見られる。「古今集注」「顕注」ともに五句の本文「あかれやはせぬ」に「あかれやはする」という異文があることを問題としているが、「和歌色葉」に本文の異同についての言及はない。

「和歌色葉」は「あかれやはせぬ」の語義について説明したのち、点線部「天神の御託宣」を引用して説明し、最後に傍線部、「顕注」では「あかれやはせぬ」は「あかれよかし」という心だという説明の中で引用される躬恒歌を引用している。

〔古今集〇〕

〔和歌色葉〕

五
さくらはな春くは、れるとしだにも人のこ、ろにあかれやはせぬ
是は閏三月に伊勢がよめる歌也。あかれやはせぬといへる
は、あくべきにあかれずと云ふことば也。譬ば不問ぬを不恨す
とかきたらば、とはぬのぬも不也。うらみずのぬも不なれば、
不為と書きてはとはぬのせぬともよみ、せずともよむべけれ
ば、あかれやはせぬはあかれやはせず也。あかる、にはあら
ず。もじのやまひの段にもこの詞をばいへり。又ふるき物語な
らんどにおほくこの詞あり。又天神の御託宣にも、我天台の証が
を申と、めたりしつみをのがれんがために、我住まん所に三味
堂をたて、大法のほらをやはふかせぬ、とをほせられたる
は、ふかすべきにふかせずといふ御ことばにて、北野にいひは
はじめたてまつる時、法花三昧をばをかれける也。だにもとよ
める詞もその心なきにしもあらず。又躬恒歌、ほと、ぎすこゑ
もきこえぬやまびこはほかになくねをこたへやはせぬとよめる
もこたふべきにこたへずといへる也。

(34) 以上「和歌色葉」にはあるが、閲覧した顕昭が顕注に採用しなかつた例を並べたが、第一章Ⅱ節、「奥義抄」にない「類聚百首」注では「童蒙抄」や顕昭説・漢籍など典拠のある説が多く見られ、Ⅲ節「和歌色葉」「古歌」の構成について被注歌が万葉集にあるか否

かで判断したのではないかと思われるところがあることなどから、全体としては、上覚の歌学に対する姿勢は、根柢を重視する顕昭に近いものであると考える。

(35) 例えば以下の御論文の中で描かれているような場面を想像している。

小川豊生『本文』と〈今案〉―院政期歌学のディスクール―
〔古典研究〕第一号 一九九二年

山田洋嗣「古寺の情景―秘」が伝えられる時―〔日本文学〕
一九九五年七月号

浅田徹「俊成『古今問答』をめぐって―問者の知りたかったこと―」〔国文学研究〕一一五集 一九九五年

(36) 鎌田智恵「顕注密勘」の顕昭注―『古今秘注抄』、『古今集注』との関係について―〔国語国文〕第八十八巻第四号

(37) 鎌田智恵「顕注密勘」の顕昭注（続）―注釈の性格と目的について―〔国語国文〕第八十八巻第十二号

(38) 注〔8〕黒田氏論文
拙稿『五代簡要』考―九条道家との関わりをめぐって―〔三田
国文〕第五十九号 平成二十七年

(39) 〇「顕注密勘」は内閣文庫本（200―55）を使用し、句読点・濁点を付し、和歌の引用箇所は二字下げて改行、仮名遣い・漢字などは通行のものに改めた。

〇「和歌色葉」は「校本和歌色葉」黒田彰子編著者 一粒書房
平成二八年）の upper 段、静嘉堂文庫本（甲本）を使用し、濁点を付し、漢字・仮名遣いなど通行のものに改め、ルビは省略した。

〇「奥義抄」は「大東急記念文庫善本叢刊」（汲古書院 平成一五年）を使用。下巻余は「日本歌学大系」を使用。

〇「袖中抄」は「袖中抄の校本と研究」（橋本不美男・後藤祥子著
笠間書院 昭和六〇年）を使用し、片仮名を平仮名に改め、ルビは省略した。

〇ほか「日本歌学大系」を使用。そのうち別巻四所収の顕昭の著

作は片仮名を平仮名に改めた。

〔付記〕 本稿は令和元年和歌文学会十一月例会における口頭発表を基にして
いる。ご教示賜った先生方に深く感謝申し上げます。

(にった・なおこ)

『和歌色葉』「古歌」

算用数字のみは万葉集

六帖古今和歌六帖

新新古今集

…ほぼ同じか要約

奥義抄 童蒙抄

初学抄 袖中抄

顕注密勘

和歌色葉

その他、歌集などの略号は『新編国歌大観』の略号を使用。

能因歌枕

隆源口伝

俊頼髓脳

綺語抄

八雲御抄 顕注密勘 僻案抄

一	たるみ	1418			袖顕昭云? + 語注	
二	かひや	2264	奥問答一		” + 或云(袖顕昭云と同)	
三	ひたちおび	六帖336新1052	奥問答二		奥の「答」+袖追考	
四	神かぜ	新911 500	奥問答三		”	
五	さ・なみ	新170 21715	奥問答四	童第三	” + 童	
六	二四八	(奥袖)	奥問答五		” + 或云(袖顕昭云)	
七	もずのくさぐさ	1897	奥問答六		”	↑袖は批判※西村論文
八	みやび	852	奥問答七		”	
九	うらへかたやき	3374	奥問答八	童第九	童と同 童は堀河百首匡房歌の注	
十	なのりそ	3076		童第七	” + 袖顕昭云	
十一	なつげも	3177		童第七	”	
十二	いさ・むらたけ	4291		童第七	” + 語注	
十三	いそのかみふる	1353	奥後撰四十一	童第三	童+袖(顕注とはほぼ同)+奥	
十四	むもれ木	2723		童第七	”	
十五	やまとしまね	359		童第八	” + 語注	
十六	はるさけて	4141		童第八	童はるまけて色はるさけて誤写?	
十七	うらくく	4292		童第八	” + 語注 + 不詳(江談抄?)	江談抄?
十八	たのきのさぬ	(綺奥)		童第九	” + 語注 + 或云、此歌万葉集にはなし	↑童万葉にあり
十九	もぶしつかふな	625		童第九	” + 語注	
二十	あはびのかひ	2798	初学抄		” + 顕注683「あさなゆふな」「かづく」	
二十一	おちたぎつ	1107		童第三	” + 語注	

二十二	こづみ	4386	童第三	” + 語注 ↑ 千五百番 顕昭判	
二十三	したひ	2720	童第三	”	
二十四	かくれぬ	2719	童第三	” + a	
二十五	みごもり	2707	童第三	” + 語注 (万葉仮名)	
二十六	なるさは	3358	童第三	” 漢文引用除 + 或人云、たまのをのみじかき	
二十七	ゑぐ	1839	童第三	” + 童批判 (袖私云) + 或人云 (袖私云) + 或云	
二十八	山の井	3807	童第五	”	
二十九	みやこのてぶり	880	童第四	” + 都のてぶりとほ、馬の錢、都の手ふれ物	↑ 童はふるまひ
三十	くさまくら	3252	童第五	” + 袖 顕昭云 + 草枕とは	
三十一	おめがはり	4342	童第五	”	
三十二	をとめ子みづがき	501	童第五	” + 語注 + 五節のはじまり	
三十三	とよくに	418	童第三	” + 語注	
三十四	うなばら	874	奥古歌一	” + 語注	
三十五	たはれを	127	奥古歌二	”	
三十六	やまどり	3488	奥古歌三	” (除俊頼批判) + 「あしひき」 綺奥童	あしひき… 袖ナシ、 顕注密僻
三十七	あからびく	1999	奥古歌四	” + 喜撰「ぬばたま・むばたま」 天徳歌合	ぬばたま… 古今集注、 顕注
三十八	うつたへ	778	奥古歌五	” + 語注	
三十九	はにふのこや	2683	奥古歌六	” (除俊頼批判) + 袖 顕昭云?	
四十	をけらが花	3379	童第七	” 前半 + しぎのの	↑ 校本万葉集など全て「むさしの」
四十一	わすれぐさ	3062	奥古歌七	” 奥 + 童 + 語注	
四十二	てまのせき	六帖 026	奥古歌九	”	
四十三	きのまろどの	新 1689	奥古歌十	”	
四十四	にひくはまゆ	3350	奥古歌十一	” + 今のよに名対面	
			童第三	奥 (除このもかのも) + 或人云 (つくばねの注) + 童にひばり + 不詳 + 語注	

四十五	なつそびく	1176	奥古歌十二		〃	
四十六	やそうち	新1650 264	奥古歌十三		〃	
四十七	たまは、き	新708 4493	奥古歌十四	童第二	奥+童 (文は俊頼髓脳に近い)	
四十八	はこやの山	3851	奥古歌十五		+ 語注	
四十九	ふりさけ付月名	289	奥古歌十六		+ 語注	
五十	このてかしは	3836	奥古歌十七	童第七	奥+童 + 或云	
五十一	しながどり	新910 1140	奥古歌十八		〃	袖は奥批判
五十二	わざみの	2722	奥古歌十九		+ 或人云 (不詳)	
五十三	あさでこぶすま	3454	奥古歌二十		+ 語注	
五十四	あぢむらこま	486	奥古歌二十一		〃	
五十五	あさもよひ	(俊頼綺奥童)	奥古歌二十二		+ 奥裏書 (袖にあり) + 或云綺	
五十六	をぶちのまゆみ	曾丹歌	奥古歌二十二後		〃	
五十七	うつせみ	3107	奥古歌二十三		〃	
五十八	しきたへ	2607	奥古歌二十四		〃	
五十九	あらたま	2530	奥古歌二十四後		〃	
六十	おほなむち	1247	奥古歌二十五前		〃	
六十一	みわの山	古今982	奥古歌二十五中		+ 或人云 (不詳) + 或人云 (俊頼髓脳)	
六十二	みとのまぐはひ	(俊頼奥童)	奥古歌二十五後	童第四	奥+童	
六十三	おきつとり	六帖3059	奥古歌二十五後		+ 語注	
六十四	あかたま	(奥・古采風)	奥人名十四		〃	
六十五	あまのさぐめ	282	奥古歌二十六		+ 前半 + 語注 + 「ひさかた」の注	
六十六	うきゝ	(俊頼奥童八雲)	奥古歌二十六末		俊頼髓脳	
六十七	いつてふね	4336	奥古歌二十七		+ 「さきもり」の注 ↑ 他書ナシ	袖は奥批判

六十八	やかたをのたか	4155	奥古歌二十八	童第八	奥やかたをのたか+童ましろの鷹・あら鷹+とやかへり童袖?+そらどる童散注+こゝろ隆源綺 後拾遺抄注 散木集注	
六十九	おほをそとり	3521	奥古歌二十九			↑うだのとだち堀河院百首聞書
七十	ふるゐ	(奥袖)※	奥古歌三十		※色葉「ふるゐ」・奥「よるべ」袖「ふるべ」	
七十一	いなむしろ	六帖4155	奥古歌三十一		+金葉集公実歌	
七十二	けふのほそぬの錦木	(俊頼奥袖)	奥古歌三十二			
七十三	野もりのかゞみ	新132 ^{俊頼綺童袖}	奥古歌三十三		「(除徐君)+或説、もろこしの鬼・始皇帝の鏡↑袖或抄云「もろこしの鬼」	
七十四	うけもちの神付神名	(綺童)	奥古歌三十四		「+ふかみぐさ能因初+此の牡丹は(不詳)	奥は「かきつばた」
七十五	かさ、ぎ	六帖4189	奥古歌三十六		「(除歌論義批判)	
七十六	をぐるまのにしき	(綺奥袖)	奥問答九			
七十七	ゆはた	(綺奥袖)	奥問答十			
七十八	せりつむ	(俊頼綺奥童初学袖)	奥問答十一			
七十九	いたつき	古今集序	奥問答十二			
八十	ささきさ	古今集序	奥問答十三		「+語注	
八十一	はとふくあき	(奥袖)	奥問答十四	童第二	童+或人云(袖引用奥)+或云(色撰十五或人云)+語注	
八十二	そのかみ	大和物語29	奥問答十五			
八十三	かはやしろ	貫之415	奥問答十六		「+a	
八十四	たちからを	419	奥古歌七		「+a	
八十五	うさかのもり	散木856		童第三		
八十六	ゆつをつまぐし	項・ゆのつまぐしの事	奥問答十八		「+或説云(不詳)+又(不詳)	今世のの歌・元永程十月内大臣歌・暮俊詠
八十七	ちかのしほがま	六帖1799		童第三		本文・童と同・六帖下句異
八十八	とやくとり	(綺童八雲)		童第三	「	綺 八雲

百十二	かるもかく	後拾遺和泉式部	童第九	〃
百十三	あはでのもり	相模	童第三	〃

『和歌色葉』「類聚百首」

			題	作者		
一	やなぎのかみ	114	柳	匡房	童第七	童蒙抄・顕昭著作 童+語注
二	かはそひやなぎ	120	柳	俊頼	童第七	童蒙抄 袖中抄 俊頼髓腦 綺語抄 初学抄 八雲御抄 色葉和難集 堀河院百首聞書 童+語注
三	あさるわらび	133	早蕨	顕季	童第七	童+語注 百首聞書+不詳
四	つゝじのけた	184	春駒	俊頼	童第三?	百首聞書+和難「顕昭云」
五	みなくちのいぐし	231	苗代	仲実	童第七	俊頼?童?+不詳
六	ながな	209	喚子鳥	公実		語注
七	てだまゆら	341	卯花	顕季		語注
八	神のひほろぎ	344	卯花	俊頼		「日本紀云」「疑開抄云」「或人云(くはしくはは史記にあり)」
九	みあれのあそび	357	葵	伯頼仲		「漢書云」童第五に似た記事有+漢書の語注
十	そしろゆふやとふ	413	早苗	隆源	童第七	童より詳細
十一	ほぐし	423	照射	仲実		同時代まで他注ナシ八雲・和難
十二	花たちばな	459	盧橘	基俊	童第七	童
十三	くさくちてほたるとなる	466	蛸	匡房	童第九	童+「又古詩云」
十四	ほたるをあつむ	470	蛸	伯頼仲		「蒙求」「車胤聚蛸」
十五	ひむろ	520	氷室	俊頼	童第二	童
十六	とことは	561	立秋	公実		初・綺・顕注696
十七	いざなみしなふのすがた	615	女郎花	仲実	童第七	童+語注
十八	ませぞのいと	632	薄	俊頼	童第七	童+語注 顕注「8?」+不詳+散木集注

十九	つかねを	633	荇萱	国信	古今集注 顕注	古今集注・顕注62
二十	しどろ	651	荇萱	基俊		「おほなご」百首聞書と類似＋不詳
二十一	あまつ、み	696	雁	俊頼	散木集注	
二十二	そまかた	705	鹿	公実		「或書云」百首聞書・八雲に類似＋不詳
二十三	つまと、のふ	709	鹿	顕季		語注
二十四	みたやもり	743	霧	仲実	童第七童第一	童
二十五	秋山に人入	747	霧	基俊	童第一	童 〔蒙求〕「子猷尋戴」
二十六	月にさほさす	791	月	仲実		童「疑開抄云」和文で説明＋きくの花序、記納言詩序云
二十七	きくのたにかは	845	菊	隆源	童第七	童「たまかしは」二義、他注ナシ「ほむる」義は顕注にあり
二十八	たまかしは	869	時雨	国信		
二十九	ゆふこり	913	霜	公実	童第一奥古歌詞	童
三十	しものかね	914	霜	匡房	童第一	童より丁寧＋古詩云
三十一	ちぎのかたそぎ	920	霜	俊頼	童第一	童より詳細
三十二	あぢむら	1015	水鳥	仲実		「或書に」「或人云」不詳
三十三	しらにぎてたぐさのえた	1050	神楽	藤顕仲		「しらにぎて」八雲＋「たぐさ」不詳
三十四	をがみ	1112	除夜	俊頼	散木集注	語注＋散木集注
三十五	あまのかくみ	1255	片思	仲実		不詳
三十六	もしほぐさ	1266	恨	匡房	拾遺抄注	語注＋「もしほぐさ」拾遺抄注「もしほ」と類似
三十七	このむとなみ	1272	恨	俊頼		不詳・袖第十「このむとなみは」とは異なる
三十八	な、のかしこぎ	1319	竹	仲実	童第四	童より詳細
三十九	たけをともとす	1325	竹	隆源		「朗詠抄云」和漢朗詠62引用
四十	うたへのつゝみ	1343	苔	紀伊		「諫鼓」(和漢朗詠623)
四十一	こを思つる	1346	鶴	匡房		「野鶴」「朗詠に」に白氏文集を引く

四十二	つるむかしのなをなのる	1331	鶴	仲実		和漢朗詠の9 + 「続搜記云」
四十三	あさひこ	1334	鶴	藤顕仲		語注
四十四	とこなめ	1377	川	公実		顕注? 「みなは」+「とこなめ」不詳
四十五	むまやつたひのすゞ	1410	関	匡房		「古詩云」和漢朗詠の9 引用
四十六	すぎがて	1425	橋	公実		語注
四十七	はしばしらにかく	1437	橋	隆源	童第五	「漢書云」童第五に似た記事有 + 漢書の語注
四十八	たまきはる	1482	別	藤顕仲	袖第十	袖第十「たまきはる」より
四十九	となりのふえ	1533	懐旧	隆源		「隣笛」新撰朗詠の9 引用
五十	ゆめのでふ	1538	夢	匡房	童第九	童「荘子」和文で説明
五十一	みよまであはぬなげき	1580	反歌	基俊	童第四	「漢書云」童を簡潔に + 「橘正通怨書文」